

# MieMu 2016

みえむ

No. 03

## 三重県総合博物館資料叢書

Mie Prefectural Museum Collection Report No.03







陽明文庫所藏

藤堂高次書狀

馬岡家文書

元禄五年藤堂藩家中由緒書

梶田家文書

明曆三年（延宝五年）藤堂藩触留  
延宝五年藤堂藩触留



はじめに

三重県総合博物館 (MieMu) は、開館三年目を迎え、昨年十二月には累計入館者八〇万人目のお客様をお迎えすることができました。日頃から、たくさんの方のみなさまに当館をご利用いただき、厚く感謝申し上げます。

さて、当館では、企画展等の図録をはじめ、博物館研究紀要、資料叢書、情報誌、年報等の定期刊行物を発刊して、みなさまに当館の活動を知っていただき、ご利用していただけるよう日々取り組みを進めております。また、館内の資料閲覧室では、歴史的公文書等の史料や自然分野の標本など実物資料の閲覧も実施しており、徐々にご活用 of 件数も増えてまいりました。

当館の調査研究活動の一環として発刊しております『三重県総合博物館資料叢書』は、公文書館機能を持つ当館が、博物館所蔵資料をはじめ、三重の自然と歴史・文化に関する資料についての資料調査や史料翻刻を行い、その成果を刊行してみなさまのご活用 に供するものです。

本年度は、京都の陽明文庫ご所蔵の津藩二代藩主藤堂高次の書状二九通、津藩に仕えた馬岡家よりご寄贈いただきました文書のうちから元禄五年藤堂藩家中由緒書、同じく梶田家よりご寄託いただきました文書のうちから明暦三年〜延宝五年藤堂藩触留と延宝五年藤堂藩触留の翻刻を採録致しました。資料叢書 No.01 から本冊まで、津藩・藤堂家に関する史料を紹介してまいりましたが、これらの史料は、津藩研究はもちろん、三重県の歴史・文化の基礎研究の貴重な史料となるものと確信いたします。広くご活用いただき、さらなる研究進捗の一助となればと、願っているところです。

今後とも、多彩で魅力的な博物館づくりを目指してまいりますので、みなさまの温かいご支援とご協力をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、本冊の刊行にあたりまして、多大なご協力を頂きました陽明文庫、馬岡家、梶田家のみなさま、東京大学史料編纂所の松澤克行先生をはじめ、関係のみなさまに厚くお礼申し上げます。

平成二十九年三月

三重県総合博物館

館長 大野 照文





目次

口 絵

はじめに

目 次

凡 例

陽明文庫所蔵 藤堂高次書状

馬岡家文書 元禄五年藤堂藩家中由緒書

梶田家文書 明暦三年～延宝五年藤堂藩触留

延宝五年藤堂藩触留

資料解説

あとがき

|                      |    |
|----------------------|----|
| 陽明文庫所蔵 藤堂高次書状        | 2  |
| 馬岡家文書 元禄五年藤堂藩家中由緒書   | 12 |
| 梶田家文書 明暦三年～延宝五年藤堂藩触留 | 74 |
| 延宝五年藤堂藩触留            | 83 |
| 資料解説                 | 85 |
| あとがき                 |    |

## 凡 例

一、本冊は、『三重県総合博物館資料叢書』No.03として、陽明文庫所蔵の「藤堂高次書状」二九通及び、馬岡家からご寄贈頂いた「馬岡家文書」のうち「元禄五年藤堂藩家中由緒書」、梶田家からご寄託頂いている「梶田家文書」のうち「明暦三年～延宝五年藤堂藩触留」「延宝五年藤堂藩触留」を翻刻したものである。

一、史料の収録に当たっては、編さんの都合上、原史料の意味を損なわない程度に以下のように取り扱った。

- (1) 史料を読みやすくするために、読点・中黒点を適宜施した。
- (2) 漢字は固有名詞を除き常用漢字を原則として使用したが、俗字・異体字・略字等はそのまま使用したものもある。
- (3) 変体仮名は平仮名に改めたが、助詞に用いられている「而(て)」「江(え)」「茂(も)」「者(は)」「与(と)」はそのままとした。なお、合字は<sup>ろ</sup>のみを生かした。
- (4) 誤字・当て字は原則としてそのままとしたが、意味の取りにくいものは(ママ)(ー)(ーカ)と注記した。また、脱字・衍字は(ー脱)(ー脱力)、(衍)(衍力)と注記した。
- (5) 判読不能文字については、□「」で表記し、その原因が破損・虫損・摩滅による場合は、それぞれ(破損)(虫損)(スレ)と注記し、文字が推定できるものは(ー)(ーカ)で示した。
- (6) 朱書は(朱書)、頭注は(頭注)、脚注は(脚注)の注記をし、文面を「」で括ってその位置に表記した。また、行頭など、その位置に表記できない場合は、\*で位置を示した。

(7) 欠字・平出・台頭は原則原資料とおりとした。

(8) 人名・地名等、編さんにあたったの注記は活字を小さくして( )を付した。

一、本冊の本文のうち、陽明文庫所蔵の「藤堂高次書状」の翻刻・編集は、東京大学史料編纂所の松澤克行先生提供の筆耕原稿を基に、環境生活部文化振興課県史編さん班 小林秀・筒井正明が改めて原本調査を行い適宜校合・編集したものである。「馬岡家文書」「梶田家文書」の各史料の翻刻・校正・編集は、三重県総合博物館展示・資料情報課及び広報・利用者サービス課 藤谷彰・太田光俊・井上有希・山本梨加・和田明子が行った。また、表紙は堀江真季子が、全体の編集は杉谷政樹が作業を行った。

陽明文庫所藏

藤堂高次書狀

## 1 藤堂高次書状（折紙）

態以使者申上候、然者越前之一身田門下之儀、三宅寄斎を頼

近衛様へ申上候処ニ、東門跡へ被仰入、首尾能相調申候儀、御肝煎

被成候故と、誠忝次第二奉存候、中々書面ニ御礼難申上存候間、右  
之通幾度も可然様ニ御取成頼存候、猶此使者口上ニ可申述候、

恐々謹言

藤堂大学頭

三月十三日

高次（花押）

進藤修理進殿

御宿所

○宛所の進藤修理進については、進藤長房が明暦二（一六五六）年正月十一日から寛文元（一六六一）年十二月二十四日の間「修理権進」であるものの、三宅奇斎がそれ以前の慶安二（一六四九）年に没しており合わない。長房の祖父長滋も修理大夫を称しており、彼に比定されるか。

## 2 藤堂高次書状（折紙）

従 応山様御書并御薫物一箱拝領仕、忝次第二奉存候、今度右府様

御下向、爰元首尾能御座被成候、将又私気色之義御懇ニ被仰下、

誠々忝仕合候、右之通可然様御取成所仰候、恐々謹言

藤堂大学頭

（正保三年）  
卯月廿二日

高次（花押）

平井市之丞殿

○近衛信尋は、正保二（一六四五）年三月十一日に出家し応山と号している。

○近衛尚嗣が右大臣の職にあるのは、寛永十九（一六四二）年正月十九日から正保四年七月三日である。

○『徳川実記』によると、正保三年四月二十一日、尚嗣は江戸にて將軍に謁し物を賜っている。

## 3 藤堂高次書状（折紙）

態以使者申達候、仍高松様御薨逝之御事承、驚奉存候、乍恐御愁

傷之程奉察候、御次而之節御前御取成頼存候、恐々謹言

藤堂大学頭

（寛永十五年）  
六月十一日

高次（花押）

進籐修理進殿

御宿所

○高松宮好仁親王は、寛永十五年六月三日に没している。

#### 4 藤堂高次書状（折紙）

改春之御慶、千万珍重奉存候、然者専修寺両門跡官位之事、相調申儀、偏以

（信尋）近衛様御吹挙故と、両門主別而忝被存候、於拙子能々御札可申達由

被申候、此趣弥御取成頼存候、随而大将様へ御服代黄金壹枚并御樽

壹荷進上仕候、内々歳暮之御祝儀ニと存候處、寄斎如存旧冬所劳故

取紛、所存之外罷過候、此段御取合頼入候、将亦此鶴一羽、私鉄砲

二而討申条、則

近衛様へ致進献候、是又御披露候て可給候、猶使者戸波又兵衛口上三

申含候、恐々謹言

藤堂大学頭

正月十二日

高次（花押）

進籐修理進殿

御宿所

#### 5 藤堂高次書状（折紙）

追而折節從江戸到来仕候之間、鯉二尺進上仕候

御書畏頂載仕候、仍東本願寺・専修寺出入之儀、以御意如所存相

濟、別而忝奉存候、東御門跡へも、乍恐可然様ニ御心得被成可被下

候、道乙上京之時委細可申上候へ共、先捧愚札候、猶亡羊方々可申

上候、右之旨御取成所仰候、恐々謹言

藤堂大学頭

八月十八日

高次（花押）

室津主膳殿

御宿所

#### 6 藤堂高次書状（折紙）

（寛深入道親王）御室御所様御薨逝之旨、誠驚奉存候、（近衛信尋）応山様御愁傷之段、乍恐奉

察候、御序之刻頼存候、恐惶謹言

藤堂大学頭

○近衛尚嗣が左右大将の官にあるのは、寛永十二年九月四日から同二十年七月六日である。

(正保五年)  
二月二日

高次(花押)

進藤修理進殿  
御宿所

○覚深入道親王は正保五年閏正月二十一日に没している。

## 7 藤堂高次書状(折紙)

従(近衛信尋)桜之御所様御使者、殊今度於江戸首尾能御暇被下帰国仕候、御祝義と被成、御太刀・御馬代并御手作之御匂袋一箱拝領仕、誠以忝次第二奉存候、可然様ニ御取成所仰候、恐々謹言

藤堂大学頭

七月廿六日

高次(花押)

進藤修理進殿

## 8 藤堂高次書状(折紙)

近日御祝言御座候由承、目出度奉存候、御祝儀迄御太刀・御馬代、黄金拾枚致進上候、寔表御嘉儀迄ニ御座候、此趣(信尋)近衛様へ御取成頼入候、恐惶謹言

藤堂大学頭

(寛永十三年)  
十月廿四日

高次(花押)

進藤修理進殿  
御宿所

○後水尾天皇女二宮の近衛尚嗣隆嫁は寛永十三年十一月二十三日である。

## 9 藤堂高次書状(折紙)

御書、殊更御太刀一腰・御馬一疋并薰物一種拝受、誠忝仕合ニ奉存候、如貴命、改年之後以使者も不申上候、先以御静謐之旨、乍恐目出度奉存候、右之通御序可然之様ニ御取成所希候、恐々謹言

藤堂大学頭

正月十八日

高次(花押)

室津主膳殿

## 10 藤堂高次書状(折紙)

私指合之儀被為聞召付、遠路御書成被下、誠忝仕合奉存候、御序之刻可然様御取成所仰候、恐々謹言

藤堂大学頭

八月四日

高次（花押）

室津主膳殿

御宿所

（近衛信尋）  
桜之御所様へ如例年之具服代黄金壹枚・塩鯛三十枚・南都酒五樽進上仕候、此等之趣御取成所仰候、恐々謹言

藤堂大学頭

## 11 藤堂高次書状（折紙）

（三宅）

一書令啓候、然者去々年勢州八幡宮額之儀、以亡羊申上候處、頃被染御筆之由、亡羊為申聞承、忝奉存候、弥出来仕候者、私屋敷川瀬次兵衛方へ御手前より御渡候様ニ頼存候、随而昨日川狩申付取申候条、鮎一籠三本、近衛様へ上申度候、右可然様御取成頼入候、猶亡羊より可被申達候、恐々謹言

藤堂大学頭

（寛政十二年）  
七月廿四日

高次（花押）

進藤修理進殿

御宿所

御所様弥御機嫌好御座被成候由、乍恐珍重奉存候、御序之刻可然様御取成頼入候、恐々謹言

藤堂大学頭

## 12 藤堂高次書状（折紙）

（後水尾上皇）

院御所様江為歳暮之御祝義、御衣代黄金壹枚・鴈十羽・南都酒五樽、目錄之通乍恐上ヶ申度奉存候、可然様ニ御披露被成被下候様ニ御申上頼存候、仍而

後正月朔日

高次（花押）

進藤修理進殿

御宿所

## 14 藤堂高次書状（折紙）

一書啓上仕候、

(後水尾上皇)  
仙洞様御機嫌能被成御座候哉、乍恐承度奉存候、随而松茸一簞進上

仕度候、不苦思召候ハ、從 応山様可然被仰上被下候様、御取成  
所仰候、恐惶謹言

藤堂大学頭

三月二日

高次 (花押)

八月廿日

高次 (花押)

室津主膳殿

御宿所

藤堂大学頭

進藤修理殿  
御宿所

### 15 藤堂高次書状 (折紙)

(長連久女)  
老母相果申候儀達御聞、早速御書成被下、忝奉存候、則御請申上候  
事如何奉存候へ共、遠路故如此候、可然様御取成所希候、恐々謹言

藤堂大学頭

(慶安元年)  
九月九日

高次 (花押)

室津主膳殿

御宿所

○高次の母は、慶安元(一六四八)年九月二日に没している。

### 16 藤堂高次書状 (折紙)

(信尋)  
從 近衛様御書被下、忝次第二奉存候、道固儀、被為入御念被仰

下、余御慇懃成仕合ニ御座候、可然様ニ御取成所仰候、恐惶謹言

### 17 藤堂高次書状 (折紙)

(近衛信尋)  
大御所様御煩被成旨承、無御心元奉存候、為御見廻、以使者申上  
候、御様子可被仰聞候、可然様ニ御取成頼存候、恐々謹言

藤堂大学頭

壬

十一月十三日  
(寛永十六年)

高次 (花押)

進藤修理殿

御宿所

### 18 藤堂高次書状 (折紙)

(近衛信尋)  
從 桜御所様御書被下、御調合之御匂袋三拝受仕、忝仕合共ニ御座  
候、殊更私之紋迄被仰付候段、寔被為入御念候儀、不浅奉存候、弥  
御無為ニ御座被成候旨、目出度奉存候、此等之趣可然様ニ御取成所  
仰候、恐々謹言



藤堂大学頭

七月十日

高次（花押）

室津主膳殿

藤堂大学頭

六月廿三日

高次（花押）

小早川主膳殿

## 19 藤堂高次書状（折紙）

頃日者殊外之炎氣候、

（後水尾上皇）

仙洞様御機嫌能御座被為成候哉、乍恐承度奉存候、随而青鷺三羽・

忍冬酒一樽進献仕度候、不苦候者、從 応山様可然様ニ被仰上被下

候様ニ、御取成頼存候、恐々謹言

藤堂大学頭

七月朔日

高次（花押）

室津主膳殿

御宿所

## 21 藤堂高次書状（折紙）

猶々被為入御念、早々御使者被下、忝奉存候、委曲御使者迄申達候、

以上

（近衛信尋）

從 応山様御書成被下、殊御薰物一器并御小袖一重拝受仕、誠忝仕

合奉存候、今度於江戸首尾好御暇被下帰国仕候、早々從是御案内可

申上之處ニ、於江戸久々腫物相煩、平癒仕候へ共、頃又余氣指出、

養生仕罷有候之故、取籠遅引仕候、右之通可然之様ニ御取成奉頼存

候、恐惶謹言

藤堂大学頭

## 20 藤堂高次書状（折紙）

頃日者殊外暑氣候、

（近衛信尋）

桜御所様御無為御座被成候之哉、（符）随而青鷺一羽進上仕候、可然様ニ

御取成頼存候、恐々謹言

卯月廿七日

高次（花押）

小早川主膳殿

御宿所

## 22 藤堂高次書状（折紙）

一書令啓上候、拙夫儀、於江戸首尾能 御暇被下、此比在所ニ罷上候、就其

院御所様へ御太刀・御馬代銀子廿枚献上仕度奉存候、可然御披露被

成被下候様ニ、

桜御所様へ被仰上可給候、仍而 桜之御所様へ御太刀・御馬代銀子

廿枚・御拾三進上仕候、先度者早々御使者被下、忝仕合ニ奉存候、

右之趣能様ニ御取成所仰候、恐々謹言

藤堂大学頭

卯月廿七日

高次（花押）

小早川主膳殿

## 23 藤堂高次書状（折紙）

態令啓候、然者

仙洞様御不例、早速御快氣被成、乍恐下輩等迄日出度奉存候、依之

仙洞様

女院様両御所様へ鶴并御樽進献仕度奉存候間、從 桜御所様可然様

御指図被成被下候様、被申達可給候、次ニ

桜御所様へ鶴・御樽進上申候、是又御披露頼入候、右之目錄、別紙ニ進之候、委曲事三宅寄斎方可申述候、恐々謹言

藤堂大学頭

六月十六日

高次（花押）

進籐修理進殿

御宿所

## 24 藤堂高次書状（折紙）

桜御所様弥御機嫌能御座被成候哉、乍恐承度奉存候、仍御太刀一

腰・御馬代銀子廿枚并御帷子五之内単物ニ、進上仕候、私義、於江

戸首尾能 御暇被下致上国、忝仕合ニ御座候、然ハ

禁中様

新院様

本院様

国母様

右進上之義、 桜御所様御指図被成被下候様ニ、御取成頼存候、

恐々謹言

藤堂大学頭

七月十日

高次（花押）

進籐修理進殿

○近衛信尋の没年は慶安二年十月十一日で、後光明天皇の即位が寛永二十年十月三日であることから、本文書は寛永二十一年から慶安元年までのものと考えられる。

## 25 藤堂高次書状（折紙）

一書令啓上候、仍国元ニ而取申候間、生鶴一羽 桜御所様へ進上仕

（近衛信尋）

候、御披露候て可給候、恐々謹言

藤堂大学頭

十月廿日

高次（花押）

進籐修理進殿

## 26 藤堂高次書状（折紙）

從 桜御所様、孺子大助相煩候義被聞召付 御書被下、誠以忝次第二

（近衛信尋）

（藤堂高久）

奉存候、

上意ニ而玄徳薬服用仕候處、一段得快氣申旨申来、忝仕合、私大慶

（人見）

此事ニ御座候、右之趣、可然様ニ被仰上可給候、恐々謹言

藤堂大学頭

九月廿九日

高次（花押）

進籐修理進殿

## 27 藤堂高次書状（折紙）

院御所様御腫物氣ニ御座被為成候旨、乍恐御様躰無御心元奉存、

（後水尾上皇）

（近衛信尋）

応山様迄使者指上候、右之通可然様ニ御取成頼存候、恐々謹言

藤堂大学頭

卯月廿一日

高次（花押）

進籐修理進殿

## 28 藤堂高次書状（折紙）

禁中様・新院様・院御所様・国母様江、御歳暮之御祝儀指上申度奉

（後光明天皇（明正上皇）

（後水尾上皇）

（徳川和子、東福門院）

存候、可然御取成候て御披露候様ニ、被仰上可被下候、仍桜之御所  
様へ如例年呉服代黄金壹枚并塩鯛三十枚・南都酒五樽致進上候、幾  
久奉表御祝義迄ニ候、右之旨、宜預御披露候、恐々謹言

藤堂大学頭

十二月十日

高次（花押）

進籐修理進殿

## 29 藤堂高次書状（折紙）

此鶴当秋国元二而初而取申候間、乍恐

（後水尾上皇）

院御所様江上ケ申度奉存候、不苦被思召候ハ、

（近衛信尋）

桜御所様より御披露被成被下候様ニ、被仰上可給候、恐々謹言

藤堂大学頭

九月廿八日

高次（花押）

進籐修理進殿

本翻刻は、東京大学史料編纂所の松澤克行先生提供の筆耕原稿を基に、  
県史編さん班が改めて原本調査を行い、適宜校合したものである。松  
澤先生と、原本調査を御許可いただいた陽明文庫に対し改めて御礼申  
上げます。

馬岡家文書

元禄五年藤堂藩家中由緒書

覺

藤堂弥五左衛門

一祖父太郎左衛門儀、粉川ニ而被 召出、御知行千三百石拝領仕、

老役相勤侍組を茂御預ケ被成候由、於豫州五十三而病死仕候、

其節書置ニ御知行并高麗陣御住進之御使ニ参候刻、從

(豊臣秀吉)

太閤様御直ニ拝領仕候、大和包永之御腰物茂差上申旨申置候由、

然共嫡子太郎左衛門義御捨被遊者ニ無之候間、新知三百石被下旨

御意ニ而拝領仕候由承伝申候、其以後親弥五左衛門同弟共

(藤堂高次)

(藤堂高重)

少将様 左兵衛様江御附被遊候由、其節者母方之名字内堀を名乗

申候

一親弥五左衛門儀、

(藤堂高虎)

高山様御意ニ而被 召出

少将様御部屋住之時分御切米ニ而相勉、其以後御知行被下 御逝

去之節迄不絶御奉公申上候ニ付、段々役変被 仰付、度々御知行

御加増拝領仕、都合千五百石ニ被成下、三十年以前老役被 仰付、

其以後御同姓ニ被 仰付候、拾六年以前隠居被 仰付、翌年八十三歳

ニ而病死仕候

一私儀、三拾八年以前明暦元末年於江戸

少将様江被 召出、御知行式百石拝領仕、大小姓役相務申候、其

以後取次役御步行御預ケ被成御目付役其外役儀共被

仰付、御逝去被為成候迄相勤申候、拾六年以前延宝五巳年御懇之

御意ニ而家督御知行千五百石無相違拝領仕、直ニ江戸詰被 仰

付候、八年以前不勝手之御断申上伊賀江罷上り、去年順番江戸詰

被 仰付相務申候、私当年五十七歳ニ罷成申候

以上

藤堂弥五左衛門

元禄五千申年十月十九日

重時(花押)

(元春・高綱)  
藤堂采女殿

(信知)  
藤堂監物殿

(広雄)  
藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

梶原民部殿

覺

藤堂修理

一祖父宮内儀、二拾三年以前寛文十戌年七月ニ病死仕候、跡目同年

九月ニ親九兵衛分知千五百石拝領仕候、同年十一月ニ津附被 仰

付罷越申候

一親九兵衛儀、病氣ニ罷成候ニ付、延宝六年十一月ニ私を養子ニ御願申上候処被 仰付候、拾三年以前延宝八申年八月病死仕候、

同年跡目無相違私拝領仕候

一私義、天和二戌年伊賀附被 仰付候

一元禄四未年江戸勤番被 仰付候

一私当年二十二歳ニ罷成申候

以上

藤堂修理

元禄五壬申年十月十九日

長定(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

藤堂長兵衛

一祖父長兵衛儀、九拾二年以前慶長六丑年於豫州今張渡邊勘兵衛一  
所ニ

高山様江御直ニ被 召出、御知行三千石被下、大坂両御陣相勤申候

五月六日七日働之様子

一六日敵之のほり平野江相見へ申候而御鉄炮頭衆前之堤迄何茂参候ニ付、先々様子を茂見申度存、鉄炮頭衆同前ニ祖父長兵衛罷出、暫堤ニ有之内ニ、道明寺表江御人数おさせられ候間、何茂跡之道筋江引入候而、道明寺江おし申様ニと御母衣衆御使ニ御座候故、それニ居申衆 御意之通ニ二三町茂南江参候处、又向江出申候敵江御取懸被成ル御手筈ニ候間、それニ相待御下知までハ先江忝人茂罷出間鋪旨追々御使ニ御座候故、何茂本之堤ニひかへ居申由、さていつれ茂御下知を相待有之内ニ、御母衣衆御弓衆なと乗出し候を見申候而、右より堤ニ居申衆茂心くニ乗出シ申候故、長兵衛茂勘兵衛手前江加り申儀も前廉方程隔り手遠ニ居申故難成、  
(八)矢尾之堤ニ立居候敵を見懸候而参候、然処ニ矢尾之北之道筋ニ有



之敵之のほり同勢之中江引取申候を横目に見懸ケ、敵居申堤筋  
北江乗上ケ申候而、先をしきり可申与存、久法寺<sup>(宝)</sup>と矢尾との敵之  
間江横合ニ乗懸ケ申候処、敵間七八反口までハ跡先ニ同道五六人茂  
可有御座候哉、残之衆ハ馬方おり申候得共、長兵衛儀者直ニ乗付  
申候故、長兵衛参候処江者暫跡つゝ、き不申候由、久法寺前ニ茂敵  
相見ヘ矢尾之堤ニ茂敵立居申候、其間之道筋ときれなくひしと敵  
往来仕候、則その道筋江乗込馬より下り申処江、敵四人おり立鑑ヲ  
ふり進出申候内、忝人右之手先江参候者ヲ相突ニ突申様ニおほえ  
申候が、其者突たをし申候ヘハ、残り之敵とつとのき申候、二三  
間先ニ而又馬上ニ居申者を突おとし、首ハ小姓ニ打せ申候所江、小川三  
郎右衛門参候ニ付、只今之仕方共見申哉と言葉を懸申由、又渡辺  
八左衛門茂それ江参候ニ付、長兵衛言葉ヲ懸申候由、追付右之所  
江松宮大蔵・玉置太郎助兩人参候、右左ニ敵入交り居申候得共、  
敵うろたへ味方と存者茂有之体ニ御座候由、則大蔵・太郎助見申  
所ニ而又二人突伏せ敵入ミたれ居申候故、是茂首をハ小姓<sup>(姓)</sup>にとら  
せ申候、敵ハ味方打を仕候など、よはゝり申者も御座候由、右之  
様子大蔵・太郎助兩人一所ニ有之見申候由、長兵衛ハ馬方おり申

所方前後二三間之廻りにて自身四人突落シ申内すハた者ハ無御座  
由、自分馬乗三人、若党十人はかり付候而参候、右之場にて主従  
首数七つ討捕申候内、弐つハ脇にて小姓捕申候、それ方跡を見申  
候得者、矢尾の堤ニ勘兵衛馬印母衣衆みえ申候間、勘兵衛居申所  
江直ニ参度存候得共、其間者敵大勢ニ而とり切居申故、南江つきぬ  
け引取申候処ニ、敵廿人はかり付候而参候、然共長兵衛者八九人  
かたまり取申、敵の鑑ヲ手くニ持せ地足ニ乗廻シのき申故、強  
ハつけ不申候由、則堤ニ敵立居申候、一三十間南江乗あけにて下を  
見申候ヘハ、勘兵衛馬印其時ハ堤の下ニ見ヘ申候間、それヘ加り  
申候、右前後之様子小川三郎右衛門・渡辺八左衛門・松宮大蔵・  
玉置太郎助四人之者共見申由、其外遠懸ニ見申者多ク御座候由、  
又引取申時敵の居申堤ヘ乗上ケ申仕方、是又遠懸ニ見及申者多ク  
御座候由、七つ之首四つハ右之場方もたせ上ケ申候、手前人すく  
なニ罷成候故、三つハ味方地江引取候而為持上ケ申候由、後又追  
打ニ罷成候而首弐つ長兵衛小姓討捕申候、以上首数九つ之内六つ  
ハ甲首、三つハすハた者にて御座候、七日ニハ長兵衛手勢二十人  
はかり召連、惣崩之時茂おしたてられ不申、道より右之方ヘ乗上



ケ居申候、夫ハ柵際江詰居申由

右之趣祖父長兵衛自筆ニ而覚書ニ仕置申候間、書上ケ申候

一被成御帰陣千石御加増拝領仕、都合四千石被成下候、七拾五年以前元和四年年病死仕候

一親下全儀、祖父相果候時分ハ六歳ニ罷成候由、跡目五百石被下候、

其後若年之節牢人仕罷有候処、(重長)安藤右京様・板倉周防守殿御

肝煎ヲ以五十一年以前寛永十九午年被 召出、御知行千五百石被

下、母衣組ニ被 仰付、翌年ハ替り番ニ江戸詰被 仰付候

一寛文九酉年

少将様御隠居被遊候節、定江戸詰被

仰付御側ニ被 召仕、翌年御同姓被 仰付候、其以後御鉄炮組

三十人御預ケ被為成候、御逝去迄八年江戸詰仕、翌年罷登申候

一十五年以前延宝六午年江戸御留守番被 仰付罷下り相勉、翌未之

年罷登候節隠居被 仰付、家督無相違千五百石兄長兵衛ニ被 仰付、

其上為隠居料式百石拝領仕候、元禄四未年病死仕候

一兄長兵衛儀、二十四年以前寛文九酉年

少将様江被 召出、御知行式百石被下、大小姓役相務申候、御

逝去以後茂江戸ニ其儘罷有候而

当殿様江御奉公相勉申候、延宝五年巳之春伊賀江罷上り候得与御懇之

御意ニ而御小袖拝領仕罷上り申候

一貞享二丑年江戸御供被 仰付罷下り相勉申候、三年以前元禄三午

年病死仕候、跡目ト全願之通御知行無相違千五百石私江被下、名茂

長兵衛与御改被成、其上兄長兵衛世倅全太郎養子ニ被 仰付難有

奉存候

一私当年二十八歳ニ罷成申候

以上

藤堂長兵衛

元禄五壬申年十月十九日 守□(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

〔付箋〕「十月物改以後伊賀附二被 仰付候故月日相違仕候」

覚 \*

藤堂孫八郎

一 曾祖父今井次郎右衛門儀、百八年前天正拾三酉ノ年

高山様江被 召出、御合力米現米百石御扶持方被下候、何方ニ而誰肝煎ヲ以罷出候茂知不申候、高麗・関ヶ原御陣之節御留守仕候、大坂冬御陣之刻者伊賀

御城御留守居被 仰付候、夏御陣二者津

御城御留守居被 仰付相勉申候、此節伊賀口御門祖父孫八郎家来沢村法春・同伯耆・同七助与申者三人ニ御預ケ被成候由申候、次郎右衛門儀七拾年前元和九亥年七拾五歳ニ而病死仕候、此時右御合力米御扶持方上り申候

一 祖父孫八郎儀、百四年以前天正十七丑年

高山様江被 召出、高麗御陣之刻新知三百石被下御供仕、於高麗番船伐捕申候、其刻從

高山様御感状被下爾今所持仕候、関ヶ原御陣江茂御供仕、手ニ合申ニ付、為御褒美兼先之御脇指・御頭巾拝領仕候、其後段々御加増拝領仕、千石被下侍組御預ケ被成、伊勢へ御国替被遊、御加増

五百石拝領仕、千五百石ニ被成下、馬上弓并御歩行弓御預ケ被成候、八十式年前慶長十六亥年四拾一歳ニ而病死仕候、跡目無相

違千五百石伯父孫八郎十二歳之時被 仰付、此節侍組者上り申候

一 伯父孫八郎儀、大坂冬御陣之刻者曾祖父次郎右衛門与一所ニ伊賀御城御留守居被 仰付罷有候、夏御陣二者十六歳ニ而御供仕、五

月六日之御合戦ニ平野表ニ而首三つ討捕差上ケ申候、七日ニ首壹つ生捕一人仕指上ケ申候、御帰陣被遊為御褒美黄金壹枚・白銀三

枚拝領仕候、右大坂表働之様子者、先年御改之節祖父書上申趣ニ而

御座候、七拾五年以前元和四午年十九歳ニ而病死仕候、世忤無御座候ニ付、親孫八郎儀者弟ニ而御座候故、跡目無相違千五百石被

仰付候

一 親孫八郎儀、四拾年前從

少将様御加増五百石拝領仕、貳千石ニ被成下候、三拾年前卯暮当（藤堂高久）殿様江御附被成、翌辰年御鉄炮組御預ケ被成候、二十四年前

御家督之刻御加増五百石拝領仕、都合貳千五百石ニ被成下、侍組御預ケ被成候、十八年前延宝三卯年六十九歳ニ而病死仕候、跡目無相違貳千五百石侍組共ニ私江被 仰付候、此節御鉄炮組者上

り申候

一私儀、式十四年以前寛文九酉年新知三百石被下候、其後親相果跡目被 仰付候時分、右之三百石者上り申候、九年以前子年江戸江年頭 御名代之御使被 仰付相勤罷登申候節、御羽織拝領仕候、六年以前卯年江戸御供被 仰付相勤、翌辰年道中御供仕罷登申候、当申年侍組千石被 召上、伊賀附二被 仰付十二月十五日二津石引越申候、私当年四十一歳ニ罷成申候以上

藤堂孫八郎

元禄五壬申年十二月十九日

重昌（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

赤井悪右衛門

一親悪右衛門儀、八十三年以前慶長十五戌年伏見御町奉行山口駿河（直友）

守殿御肝煎ヲ以伊賀ニ而

高山様江被 召出、御知行千石拝領仕候、其節者萩野金左衛門と申候、先祖之名ニ替り候様ニと被為 仰付、御懇之 御意ニ而御鉄炮組五十人御預ケ被為成候、当御地 御城御普請之砌三十人御断申指上ケ申候、大坂両御陣御供仕相勤申候、冬之御陣者組二十人召連罷越候、小頭兩人組之者三人鉄炮ニ中り相果申候、其後残ル御鉄炮組茂重而御断申指上申候処ニ、夏之御陣ニハ御纒被為 仰付罷越相勉申候、其後大坂・江戸・日光御普請等相勉申候

一先年従

少将様御纒之絹大形白ク被為成候処、伊賀・伊勢ニ而五人ニハ御黒母衣被為 仰付、親悪右衛門儀茂右五人之内被召加候、右之通親悪右衛門申置候、四拾年以前承応二巳年八十四歳ニ而病死仕候、同年 少将様ハ親跡目無相違千石私拝領仕、御黒纒并名茂悪右衛門ニ成候様ニと一度ニ被為 仰付難在奉存候 一私義、延宝八申年津江被為 召、御直ニ御懇之 御意ニ而御旗奉行ニ被為 仰付、其上結構成御腰物御直ニ拝領仕候

一元禄二巳年祖父悪右衛門方江方々被下候御判物共拝領仕、重々

難有奉存候

一私当年八十四歳ニ罷成申候

以上

赤井悪右衛門

元禄五壬申年十月十九日

直(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

吉武次郎右衛門

(元網)

一親次郎右衛門儀、七拾五年以前元和四年朽木牧斎老御肝煎ヲ以

於江戸 御家江罷出申候、祖父新兵衛与申者織田七兵衛殿ニ罷有

高山様能御存知被遊之由、御意ニ而被 召出、御知行式百石被

下候、大坂申之年御普請小森伊豆組ニ而罷越相勤申候、前年之冬

伏見古城之石垣崩シ申刻も被遣候

一少将様御代寛永十二亥年江戸御供被 仰付、大小姓役相勤申候、

此年 二之御丸御普請ニ付、伊賀者六人、御持筒五人、新小人五

百人御預ケ被成御普請相勤申候

一同十三子年御上国被成伊勢ニ而御加増百石拝領仕、三百石ニ被成

下候

一同十四丑年江戸御供仕、江戸ニ而御歩行頭ニ被 仰付候

一同十五寅年嶋原一揆之刻、江戸ニ而藤堂兵左衛門殿ヲ以内堀弥五

左衛門親次郎右衛門指物御替被下、母衣御預ケ被成候

一同年御上国被成伊勢ニ而御加増百石拝領仕、四百石ニ被成下候

一同十六卯年江戸御供仕、東叡山廻廊御作事被 仰付、組々御歩

行衆ニ支配仕せ御作事相務申候、同年 御本丸御普請之刻、新小

人五百人御預ケ被成、江戸ニ而召抱御歩行衆ニ裁判仕らせ御普請

相勤申候、從 公儀御普請場相渡り申節茂、四代前藤堂四郎右衛

門・田中源兵衛・四代前小川又左衛門・松井太兵衛親次郎右衛門

被遣請取申候

一同十七辰年御上国被成伊勢ニ而御加増百石拝領仕、五百石ニ被成

下候

一同十八巳年安藤源太夫跡役津普請奉行横目役被 仰付候

一承応元辰年日光御普請之節、前年卯八月の親次郎右衛門日光江被遣御普請用意仕、辰春伊賀・伊勢侍中役人罷下り御普請相勤申候、御普請相済骨折申候与

少将様御懇之 御意ニ而兄五太夫被 召出、新知百五拾石被下候、右之為御褒美

嚴有院様(徳川家綱)已七月十九日ニ白銀三拾枚・御帷子・御羽織共三つ拝領仕候

一明暦四戌年染井御普請被 仰付相勉申候、御普請相済御加増五拾石拝領仕、五百五拾石ニ被成下候、五拾八年御奉公申上、延宝三卯年七十八歳ニ而病死仕候

一私儀、二十七年以前寛文六午年津御下屋鋪

殿様御取立被成御作事御庭普請被 仰付候節、 御意ニ而九月廿

二日の罷出相務申候、十月三日御作事出来、御庭御路地霜月十七日ニ出来仕候、横山弥次右衛門・白井五右衛門一所ニ相勉申候、

寛文八申年御庭之池築山出来、其後年々御在國中御下屋鋪江相詰申候、白銀・御時服度々拝領仕候

一同九酉年翌戌年津 御城内之御作事親与一所ニ相勤申候

一十八年以前卯年二月廿三日ニ親次郎右衛門相果、同三月廿一日跡目五百五拾石普請奉行役無相違私ニ被 仰付、忌茂御免被成、翌廿二日ニ御礼申上、同日の役儀相勤申候

一同五巳年三月十一日江戸の御使ニ服部織部殿御上せ被成候節、横目役被 仰付候

一天和三亥年七月廿九日津奉行職被 仰付候

一貞享元子年十月廿一日御加増百五拾石拝領仕、七百石ニ被成下候  
一元禄二巳年閏正月六日伊賀奉行職被 仰付、御加増二百石拝領仕、都合九百石ニ被成下候、同月十二日伊賀江引越参申候、段々

結構ニ被 仰付難有仕合ニ奉存候

一私行年五十歳ニ罷成申候

以上

吉武次郎右衛門

元禄五壬申年十月十九日

由親(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿



藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

安波忠兵衛

一祖父三郎左衛門義、長曾我部所ニ罷在候時分

高山様御存知被遊候ニ付、八拾五年以前慶長十三申年於駿府被

召出、御知行三百石拝領仕候、豫州<sup>の</sup>御国替之御供仕罷登り伊賀ニ

住宅仕候、大坂兩御陣御供仕、冬之御陣仕寄等相勤、夏之御陣御

大切ニ奉存、別而可奉抽御忠節旨藤堂采女・石田清兵衛・中小路

五郎右衛門方迄書置仕、五輪之立物ニ而御供仕候

五月六日かせき候而手ニ合申候由、朝者天王寺口物見相勤、其後

梅原勝右衛門・同頼母并三郎左衛門申合、互ニ言葉をかはし相勤

数人突落申由、甲付之首討捕差上申由ニ御座候、勤之様子梅原勝

右衛門差出ニ茂書上申由承候

同七日味方崩申候刻、三郎左衛門・古田内蔵助踏留相勤討死仕

候、右之様子坂井土佐・落合左近・中小路傳七・岡本弥市右衛門

其外之者共見申候而返シ合相勤、其後物返シニ成敵敗軍仕候由承

及申候

一親忠兵衛義、三郎左衛門書置を以跡目無相違三百石被 仰付候処ニ、

古主桑山伊賀守殿<sup>の</sup>構被申上候ニ付、当分御暇被下、其以後

六十二年以前寛永八末年右之筋目を以半井驢菴老御肝煎ニ而

少将様江被 召出、於江戸御奏者役相勤申候由、其後伊賀ニ罷有

候処、同十五寅年京都之御留守居役被 仰付、鉄炮之者十人御預

ケ罷登り、段々御用共式十六年相勤、寛文二寅年相果申候

一私義、翌年卯六月親跡目無相違拝領仕、御役儀茂其儘被 仰付、

式十八年相勤申候、延宝五巳年四月服部織部方為御使津江御登

せ被成候刻、御懇之 御意ニ而御役料五十俵・御扶持方十人扶持

京着ニ而拝領仕候、貞享元子年十月津ニ而役料之御加増五拾俵被

下、都合百俵ニ被成下候、元禄三年十月廿二日於津伊賀奉行役

被 仰付御加増二百石拝領仕、都合五百石ニ被成下候、段々結構ニ

被 仰付難有奉存候、私当年四十八歳罷成申候

以上

安波忠兵衛

元禄五壬申年十月十九日

(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

〔付箋〕「申ノ十月惣改以後役替被 仰付候付、年号月日相違仕候」

覚\*

水上権太夫

一親孫右衛門儀、小堀遠江守殿・堀式部少殿御肝煎（政一）而五拾六年以

前寛永十五寅年於伊賀

少將様江被 召出、同年御合力米百俵被下、翌年御知行式百五拾

石拝領仕候

一五拾壹年以前江戸詰被 仰付、御大小姓役十年、御奏者役九年、

御新屋敷御留守居役式年相勉申候

一図書様・右京様御幼少之時分、御部屋之御用又者染井御屋鋪之御

留守居役、下総御知行所之支配、御藏方之支配、御馬之支配其外

色々御用共六年相勉申候

一日光御普請之時分、岩帳場之御用被 仰付罷越相勤申候

一御加増四拾七年以前亥年五拾石、三拾式年以前寅年五拾石拝領仕、

三百五拾石ニ被成下候

一殿様御代ニ江戸詰御奏者役被 仰付三年相務申候、其以後年寄申ニ

付、式拾二年以前子年江戸詰御赦免被成、伊賀附藤堂多左衛門組江

御入、御国御使番被 仰付、他所江之御使等相勉申候、拾式年以

前天和二戌年七拾二歳ニ而病死仕候

一私儀、三拾六年以前万治元戌年十一歳ニ而

少將様江御子小姓ニ被為 召出、三拾石ニ六人扶持被下、染井ニ

十四年御奉公相勉、御隠居之時分佐渡様附ニ被 仰付、久居江

引越四年相勉申候、親孫右衛門儀、父子一所ニ御奉公相勤申度旨

御訴訟申上候処、願之通被 仰付、其刻右之御扶持切米指上申

候

一二十年以前寅年親孫右衛門名代ニ江戸詰被 仰付八年相勉、拾二

年以前戌年親跡目無相違三百五拾石拝領仕相続、江戸詰被 仰付

相勤申候

一江戸詰之内御大小姓役五年相勉申候、其内為御褒美御召之御小袖

拝領仕候、御刀番役二年、御奏者役八年相勤申候

一拾六年以前午春

大沢右京様為<sup>(基恒)</sup> 上使御上京、御疹被遊御快然、御下被遊候処、道中

へ急御用之儀御座候而、駿州江尻迄早使被 仰付相勉、為御褒美

御召之御小袖拝領仕候

一拾五年以前未之春

禁裏御<sup>(靈元天皇)</sup>庖瘡御快然之御悦二江戸江之御使被 仰付相勤申候

一拾四年以前申年京極近江守殿御国安堵被<sup>(高規)</sup> 仰付候時分、江戸江伊

賀江之早使被 仰付相勉、為御褒美御羽織袴・白銀五枚拝領仕候

一拾年以前子年堀田筑前殿一儀二付、江戸江之御用被<sup>(正俊)</sup> 仰付相勤申

候

一御参勤御窺使両度相勤、為御褒美御羽織袴拝領仕候

右之外江戸江一宿二宿他所江之御使等度々相勤申候

一七年以前卯年 御即位之時分副使被 仰付、京都江罷越相勤、為

御褒美白銀三枚拝領仕候

一六年以前辰之年伊賀御普請奉行横目役被 仰付候

一四年以前午年為御褒美白銀五枚拝領仕候

一去申年七月高野之儀二付、和州江之御用被 仰付罷越相勤申候

一同年八月御加増五拾石拝領仕、四百石二被成下候

一当正月津江被為 召、於 御前段々御懇之 御意之上城和奉行職

被 仰付、御加増百石拝領仕、都合五百石二被成下、二月十五日二

和州江引越申候、段々御取立結構被為 仰付、重々難在仕合ニ奉

存候

一私当年四拾六歳ニ罷成申候

以上

水上權太夫

元禄六癸酉年二月十九日

(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

多羅尾四郎左衛門

一親四郎左衛門義、八十三年以前慶長十五戌年鷹家清六と申仁二被

仰付、於伊賀

高山様江被 召出、御知行五百石拝領仕、御鉄炮組三拾人御預ケ



被成候、大坂両御陣相勤申候、此節者左兵衛与申候、夏之御陣二者御鉄炮組指上ケ母衣組ニ被 仰付候

五月六日七日働之様子

一六日之朝矢尾<sup>ろ</sup>わかい村江敵押申候刻、かやふり村迄ハ山田甚右衛門・堀伊織と一所ニ罷越候而乗込、甲首捕申候、甲ハなしうちニ而御座候由、則 御前江上ケ候得者最早御簾本ニ居申候得与 御意ニ而罷有候由

一七日之御合戦之時堺衆長岡越中守殿衆其外何茂まくれ申候刻者、親四郎左衛門儀松原十右衛門と一所ニ罷在、山賀奎之助共言葉ヲ合ふミ留申候、それ<sup>ろ</sup>柵際江罷越候時者赤井悪右衛門・須知九右衛門・小川五郎兵衛・苗村石見・野依清右衛門・松原十右衛門なと一所ニ参候処、先ニ而者かたまりたる敵見不申候由

右者御帰陣以後石田清兵衛・大嶋右衛門作ニ被 仰付、御吟味之節

高山様江親四郎左衛門書上申趣ニ而御座候

一大坂御帰陣以後為御褒美御加増貳百石拝領仕、都合七百石ニ被成下候、其以後大坂御普請相勤申候

少将様御代ニ成江戸替り番御使なと相勉申候、四拾二年以前慶安四卯年病死仕候、跡目無相違七百石母衣組共ニ私江被為 仰付難有奉存候

一私義、二拾七年前午之年初而江戸詰被為 仰付、両度罷下り相勉申候、其後二十一年以前子年御鉄炮組御預ケ被為成、三年前午迄在番、都合六度、日光

御代参茂両度相勉申候

一御帰国之御礼ニ江戸江之御使両度相勤申候

一因幡江御使京極近江殿江戸江御下向之節御供仕罷下り、其外宇治・京・南都・江州江茂御使度々相勉申候、私当年七十二歳ニ罷成申候

以上

多羅尾四郎左衛門

元禄五壬申年十月十九日

光□（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

寛

宮部

空

一祖父空之助儀、

高山様被為添 御詞御預ケ分ニ而生駒讚岐守様江御奉公ニ罷出、

御知行式千石拝領仕罷有、其後隱居仕家督無相違親左衛門佐ニ相

渡、空之助義者從

(藤堂高虎室)  
松壽院様御合力米三百石三拾人扶持拝領仕、大坂ニ住居仕罷在候

由、三拾九年以前承応三年病死仕候

一親左衛門佐儀、前方者右馬之丞与申候

(生駒高俊)  
壹岐守様乃祖父家督無相違式千石被下、侍組を茂預御奉公申上候

処、 壹岐守様御流人被成候ニ付、五十年以前寛永廿未年

少将様江被 召出、御合力米五百俵百人扶持拝領仕、江戸詰被

仰付相勉申候、其以後御国ニ被指置候、承応三年乃御知行

千四百石拝領仕候、二十三年以前寛文十戌年十月十七日病死仕

候、同年冬親跡目千四百石之内千石私ニ被下、分知四百石弟長八

太夫ニ被 仰付候

一私義、延宝元丑年江戸御供被 仰付罷下り相勉申候

一同三卯年江戸御供被 仰付相勤申候

一同五巳年御懇之 御意ニ而御鉄炮組御預ケ被成候

一同六年九月 (徳川綱重) 甲府宰相様御遠行ニ付、江戸江早御使被 仰付相

勉申候

一同七未年江戸御供被 仰付相務申候

一天和二年十一月江戸江罷下り三年相勉、子ノ夏罷上り申候

一元禄二巳年江戸御供被 仰付相勤申候、私当年五十九歳ニ罷成申

候

以上

宮部

空

元禄五壬申年十月十九日

知□(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覺

藤堂作兵衛

一曾祖父作兵衛儀、

高山様江粉川ニ而被 召出、御知行式百石拝領仕候由ニ御座候、何之年誰之取次ニ而罷出候茂知れ不申候、慶長二酉年之春於豫州三百石之御加増ニ而五百石ニ被成下、同年高麗御陣ニ而番船切捕火之手ヲ揚申候旨、依之為御褒美御感狀頂戴仕候、此節御同姓ニ被 仰付、并御加増五百石拝領仕、千石被成下候

一慶長五子年関ヶ原御陣ニ而味方を離レ敵陣近ク馬を乗廻候振陣中他家中共ニ感申候旨、御家中ニ而茂其時代之者共強氣成仕形と咄、度々伝承候、手にも合申由申候得共、久敷儀ニ御座候故、委細之儀知れ不申候、其節五百石之御加増にて千五百石ニ被成下、翌年丑年壹万石御侍組被 仰付候、御陣役のほり五本・鉄炮五十挺・長鎗百本・馬乗三拾人・甲三拾、右 御印判之御墨付御座候、御鉄炮五十人組御預ケ被成旨申伝候

一同十巳年五百石之御加増、都合二千石拝領仕候、方々御普請相勤申由ニ御座候

一同十九寅年大坂冬御陣前曾祖父作兵衛、祖父与一郎父子共病氣ニ

付、御留守居ニ被 仰付候処、兩人共ニ御供仕度旨達而御訴訟申上候内、作兵衛病氣指重り十月病死仕候

一祖父与市郎儀、伊豫ニ而若年之時分被

召出、別格ニ御知行五百石拝領仕、其後慶長十二未年五百石御加増、都合千石ニ被成下、父子合三千石伊豫ニ而拝領仕候、大坂冬御陣之時分曾祖父相果候ニ付、先右之組引廻シ参候得与 御意ニ而御侍組・御鉄炮組引連御供仕候、御帰陣被遊候而病氣耽無御座御奉公難務候ニ付、曾祖父跡目御断申上候処ニ被為 聞召届、二千石之御知行組共ニ被 召上、自分ニ被下置候、千石無役ニ被 仰付、其上何方へ成共参心儘ニ養姓仕候様ニと御懇之

御意之旨御座候、右之病氣ニ付、夏之御陣ニ者御国ニ被指置候、其後御訴訟申上役儀相勤申由ニ御座候、六拾四年以前寛永六巳年病死仕候

一親作兵衛儀、同年祖父跡目未幼少ニ在之候間、先半分遣置候得与

高山様御意ニ而五百石拝領仕候

一寛永十五寅年渡辺数馬・荒木又右衛門伏見迄御送せ被成候刻、罷越相勉申候

一寛文十二子年之夏立退候処、同年暮被 召帰、御扶持方三拾人扶持拝領仕難有奉存候

一私当年五十七歳ニ罷成申候  
以上

一私義、同年九月二三拾人扶持被 仰付、同暮御知行五百石拝領仕、組外ニ被

藤堂作兵衛

仰付難有奉存候

元禄五壬申年十月十九日

光狎（花押）

一延宝六年御鍵奉行ニ被 仰付、六年相勤申候

藤堂采女殿

一貞享元子年御鉄炮式拾人組御預ケ被為成候

藤堂監物殿

一同三寅年

藤堂造酒丞殿

（徳川綱吉）  
公方様御厄年御祈禱南都春日ニ而極月廿三日立春早朝被 仰付候ニ

梶原民部殿

付

殿様 （藤堂高睦）  
大学様御代参相勤申候

覚

箕浦藤兵衛

一元禄元辰年江戸江御帰国之御礼使者被 仰付相勤申候、其外順番

一親藤兵衛儀、七拾七年前元和二辰年

之江戸詰三度、南都御祭礼両度相務申候

高山様江三代前藤堂采女取次ヲ以伊賀ニ而被 召出、御知行五百

一高祖母義、御扶持方拝領仕候由、久敷儀ニ御座候故、如何程拝領

石拝領仕候、藤兵衛儀前廉者堀古左衛門塙殿ニ罷有候由、祖父

仕候茂知れ不申候、曾祖母二十人扶持拝領仕候、相果候而此御扶

箕浦内記方々ニ而之働并親藤兵衛大坂陣相勤申刻之働之様子、堀

持方從

丹後守殿より采女方江申参被 聞召届 御家江被 召出由ニ御座

少将様母ニ被下、寛文三卯年ニ五拾人扶持ニ被成下拝領仕候

候、其後元和九亥年御加増百石拝領仕、 御近習ニ被 召仕、御

上洛之御供ニ茂被 召連候

高山様御遠行被遊候以後、少之内御国ニ罷有、他所江之御使役被

仰付相勤申候、其後

少将様江戸詰被 仰付、御鉄炮組御預ケ被成 御城使役相務申候、承応元辰年御加増百五拾石拝領仕、其後度々御加増被下、都合千石拝領仕、五十六年御奉公相勤、二十二年以前寛文十一亥年

於江戸病死仕候、同年御懇之 御意ニ而跡目千石之内七百石私ニ被下、分知三百石同名八兵衛ニ被 仰付難有奉存候

一私義、五十八年以前寛永十二亥年

少将様江子小姓ニ被 召出、御切米四拾石被下候、其後御知行式百石拝領仕、寛文十一亥年迄三拾七年江戸詰相勉、親跡目被下、

同年御国附藤堂采女組ニ被 仰付罷登申候

一延宝二寅年御上国御礼ニ江戸江御使被 仰付相勤申候

一同四辰年淀石川主殿様江御使被 仰付相務申候

一同八申年伊賀・大和・山城宗旨改役被 仰付、丑ノ年迄六年相勉申候

一天和二戌年朝鮮人送迎相勉申候

一貞享二丑年御鉄炮組御預ケ被遊、翌年江戸御留守御番被 仰付、

其内日光江

御代参相勤、翌卯年

長生院様御尊骸之御供被 仰付罷登申候  
一私当年七十三歳ニ罷成申候

以上

箕浦藤兵衛

元禄五壬申年十月十九日

元陳（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

菊川源太郎

一祖父源太郎儀、九拾年以前慶長八卯年、三代前保田甚兵衛殿御肝煎、三代前藤堂采女取次ヲ以豫州板嶋ニ而

高山様江被 召出、御知行式百五拾石拝領仕候

一慶長十三申年豫州<sup>の</sup>御国替之節、祖父義生国ニ而伊州之案内能存可申候間、先達而参候様ニと被 仰付、御先江罷越申候

一同十四酉年知行地方ニ被 仰付、勢州<sup>藤村</sup><sub>曾根村</sub>之内合貳百五十拾石之

御判物頂戴仕候

一同十五戌年丹波龜山城殿主御普請之節、御供仕相勉申候

一同十六亥年伊賀 御城御普請相勉申候、同年ニ御加増百五十拾石拝

領仕四百石ニ被成下、伊賀山田郡ニ而地方被 仰付、御判物頂

戴仕候

一同十九寅年大坂冬御陣之節、当分鉄炮組四拾人御預ケ被成御供仕

候、木村長門持口之前矢倉近江竹手把付寄堀近ク成候節、城中<sup>の</sup>

火矢打懸竹手把焼候刻、伊州下友生村山井九兵衛・廣瀬村杉本与

申無足人兩人見廻ニ参合、右之火消ニ兩人梯子をさし登り候処、

杉本ハ胸板ヲ打れ即時相果申候、源太郎儀鉄楯を持右之梯子江登

り下知仕候節、鉄楯江城中<sup>の</sup>之鉄炮中り楯之崩之鉄左之願先江少

打込候得共、無構相勉申候

一同夏之御陣五月六日甲付之首壺つ討捕申候、其場之証拠人服部平

左衛門・松尾九郎左衛門・瀧野八右衛門・岡山勘左衛門、右四人

其場にて見届候由承伝申候、元和二年御加増百石余拝領仕、知行所替り伊州<sup>高尾村</sup><sub>勝地村</sub>之内合五百拾四石三斗之 御判物頂戴仕候

一元和八戌年大坂御普請ニ付、賀茂ニ而石普請相勤申候

一同九亥年越前陣と申刻、御鉄炮之者三拾人御預ケ被為成 御書頂

戴仕候、此節用意仕候様ニ被 仰付、白熊壺拝領仕候、同年御加

増五百石<sup>中比良村</sup>之内拝領仕、都合千拾四石三斗之 御判物頂戴仕

候

一同年 御上洛之御供仕候、京都より直ニ大坂 御城御普請ニ罷越

相勉申候

一寛永四卯年江戸東叡山

東照宮并惣堀之御普請相勉申候

一同十一戌年 御上洛之御供相務申候

一同十二亥年江戸 御二之丸御普請相勤申候

一同十六卯年江戸 御本丸石垣御普請相勉申候

一近衛様御普請相務申候

一江戸替り番度々相務、四十六年以前正保四亥年病死仕候、三年前

年ニ中風仕候付、組之者指上ケ申度旨御訴訟申上候得共、其儘被



指置相果申候後上り申候

一親源太郎儀、同年祖父跡目無相違拝領仕候、南都御祭礼当り番度々相務申候、二拾五年以前寛文八申年病死仕候

一私義、同年親跡目無相違千石拝領仕候、延宝四辰年始而江戸詰被仰付候、貞享三寅年御懇之 御意ニ而御鉄炮組御預ケ被為成候、是迄江戸御供度々相勤申候

一私当年三拾九歳ニ罷成申候

以上

菊川源太郎

元禄五壬申年十月十九日

正方（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

須知九右衛門

（毛利高政カ）

一曾祖父出羽儀、九拾三年以前慶長五子年森伊勢守殿御肝煎を以

高山様江被 召出、於伏見三代前藤堂式部取次ニ而御礼申上候

一関ヶ原御陣御供申上高名仕、御帰陣以後御知行五百石被下、御判物拝領仕、御鉄炮三拾人組御預ケ被為成候

一大坂両御陣御供仕候、冬御陣ニ竹手把付させ申候節、くり矢肩ニ中り手負申候、夏之御陣ニハ御母衣被 仰付方々御使役勤候刻、鉄炮三つ中り薄手負申候、六日之御陣引足ニ井伊掃部殿御手江木村長門取懸ケ崩候時分、種ヶ嶋拾匁之鉄炮にて黒母衣指黒之馬ニ乗候武者一騎立睨ニ而打落申候、其段藤堂出雲・小川五郎兵衛其外七八人茂間半町はかり隔見物仕候由、又其所江十六七歳之武者一騎大小朱鞘白縮緬三日之丸を附候陣羽織を着走り来候、其間二三十間ニ而此方声を懸誰が者と申候得者、木村長門者と申候、彼者けいきを見申脇江退候ヲ大勢追懸候、脇者しる田にて御座候、出羽横切ニしる田を乗付候故、道筋を追懸候者共々早く乗付候而生捕ニ仕候、出雲ニ見せ首を討可申哉与相尋候得者、世倅之儀ニ候間、其方取者ニ仕召連参候得与申ニ付、其通ニ仕二三年茂抱置候処ニ、三代前渡辺内膳妻女之親類之由ニ而乞申候故遣候

一御帰陣之刻、御加増式百石拝領仕、七百石ニ被成下 御判物御座

候

一越前陣と申時分御加増三百石拝領仕、千石ニ被成下 御判物御座候、其節又御鉄炮三十人組御預ケ被為成候

一寛永十一戌年 御上洛之時分御供仕候

一嶋原陣所江御書ニ而御使被 仰付、御状御音信物持せ参候節、御預ケ被成候御鉄炮之者手明ニ而二十人召連、自分指物・具足等持せ可参候、船ハ生駒壱岐守様御借被成候間、乗参候へと被 仰付御使相勤罷帰、嶋原之絵図差上申候

一先年渡辺数馬・荒木又右衛門伏見まで御送せ被成候時分罷越相勤申候

一伊勢ニ罷有候出羽跡目之内御加増と被為成 御意五百石被下置、

都合千五百石拝領仕候

一数ケ度江戸詰相勉四十九年御奉公申上、四十五年以前慶安元子年

六月ニ病死仕候

一祖父出羽儀、曾祖父出羽病中ニ御鉄炮之者召連、江戸御番相勉候様ニと

御意ニ而罷下り申候、曾祖父相果候而跡目千石拝領仕、御母衣組江

被 仰付、御国にて方々御使相勤、其後江戸詰被 仰付相務、

二十七年御奉公申上、拾九年以前延宝二寅年三月ニ病死仕候

一親出羽儀、同年六月ニ祖父跡目無相違千石拝領仕、親同前之役義被 仰付候

一同三卯年江戸詰被 仰付相勤申候

一同六年 女院様薨御之時分、江戸江早使被 仰付相勤申候

一同七年江戸詰被 仰付、同十月於江戸御鉄炮二十人組御預ケ被為成候、翌申正月日光御代参被 仰付相勉申候

一貞享元子年九月病氣付役義之御願申上、御鉄炮組指上候処、組外ニ被 仰付、十二年御奉公申上、八年以前貞享式丑年九月ニ病死仕候

一私儀、同年願之通親名代ニ江戸詰被 仰付罷下、十月於江戸親跡

目無相違千石拝領仕、直ニ相勤申候、翌寅年五月ニ罷登組外被

仰付候

一元禄二巳年七月御鉄炮二拾人組御預ケ被為成候

一同四年江戸詰被 仰付、翌年申正月日光御代参被 仰付相勉申

候、段々結構被 仰付難在次第ニ奉存候、私当年三拾二歳ニ罷成



申候

以上

須知九右衛門

元禄五壬申年十月十九日

吉尹（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

渡邊高之助

一曾祖父高之助義、百拾年以前天正十一未年

高山様江御直ニ被 召出、於豫州御知行二百石拝領仕候、（賤ヶ岳）志津嶽

御陣ニ而首式つ取申候、御陣場先ニおゐて

太閤様被成御覽誰者と御尋被成候ニ付、藤堂与右衛門者と申上候

得者、首者御覽被遊候間、草臥候与相見へ申候間、鼻ニ可仕与御

意被成、其旨

高山様江申上候、志津嶽御陣両高麗御陣度々御陣役相務、於所々

首数九つ討捕差上ケ申候、豫州御国替以後隠居被 仰付、家督無

相違式百石祖父高之助ニ被下、隠居料御扶持方十人扶持・御合力

米三拾石拝領仕、伊賀 御城番頭被

仰付候故、曾祖父高之助大坂両御陣之御供者不仕候、六拾六年以

前病死仕、隠居跡目式拾石六人扶持祖父高之助弟渡辺七兵衛ニ被

下、只今之渡邊七之丞親ニ而御座候

一祖父高之助、九十三年以前慶長五子年関ヶ原ニ而

高山様江藤堂玄蕃取次を以大小姓被 召出、御陣御供相勉首弔捕

差上申候、曾祖父高之助家督被 仰付候時分、御懇之 御意ニ而

御馬拝領仕、御国附被 仰付候

一大坂両御陣相勤申候、冬之御陣渡辺内膳組ニ而相務、霜月十一日

高山様天王寺江御着陣、同廿日ニ生国江御出被成、堀詰之櫓ニ石

火矢御仕懸させ被成候ニ付、鉄炮頭参候而鉄炮せり合御座候、組

附之侍共何茂罷出候得共、御法度与 御意ニ付罷歸候、然共高之

助義者隠れ居申候而、藤堂出雲家来与一所ニ罷在鉄炮打合申候、

其時之様子出雲家来井川八右衛門・志賀彦左衛門能存候由

一同晦日戦場へ浅野内匠殿御取込之刻

高山様其押之ために御出被成、鉄炮せり合被 仰付候、其刻渡辺内膳組ニ而者上坂左助・祖父高之助兩人内膳居申所江一番ニ参候由、高之助儀者種ヶ嶋を為持参候而打合申候、其様子内膳能存候由、其所ニ小川五郎兵衛・野崎内蔵之助居申候由、残り組之衆も次第くニ参候由、又それハ一町計先ニ土井在之候、其土井江茂内膳組ニ而者高之助一番ニ罷着候、其段五郎兵衛見申由、其土井ハ又十四五間も先ニ土井有之、伊賀・伊勢之侍共数多寄合、我人先之土井心懸候得共、城中ハ鉄炮きひしく打申ニ付見合有之処ニ、爰ニ而者五郎兵衛一番ニ土井を越申候由、何茂引続越候而、晩之七つ之下刻迄鉄炮せり合御座候而引取申候由

一極月四日

高山様井楼を御くませ被成候ニ付、組附之侍共一組ハ十人宛可罷出之旨御触ニ而御座候由、内膳組ハ致鬪取拾人罷出候、小野少兵衛・百々彦右衛門・高之助拾人之内ニ而未明ハ罷出候由、又心懸たる者共者鬪取之外ニも罷出候者茂御座候処、

高山様御出被成人多ニ有之候与 御意ニ而殊外御機嫌重敷御座候ニ付、鬪取仕罷帰高之助も帰申鬪ニ取当り小屋江罷帰申候、其跡ニ而竹

手把持何茂東西共ニ霧之紛ニ参候、其時小野少兵衛・百々彦右衛門殊之外精出申候由、扨城江乘申与申来ニ付懸付参申候得者、早其内ニ竹手把突留申処江参候ニ付、其日種ヶ嶋を為持参候而、竹手把之上ハ立上り其日之鉄炮せり合ニも三拾計茂打申由、其様子少兵衛・彦右衛門見申、本ハ内膳能存候由、其場ニ渡邊長兵衛・苗村石見・五郎兵衛居申候由

一五日之晩ハ七日之晩迄者横つけの仕寄二人々随分かせき申候由

一八日之晩ハ城近ク成申候故面々仕寄仕候、其晩より内膳組拾人宛三番ニ分ケ申候、其夜者小野少兵衛・百々彦右衛門・石田惣左衛門・杉立十左衛門・尾崎勘右衛門・垣見兵太夫・吉川次郎右衛門・高之助城中近ク御座候故、其夜などは鉄炮きひ敷参候由

一十一日之晩又高之助なと番ニ而御座候ニ付、よひつけの竹手把仕廻申候而ハ一夜を半分替り可申候とて致鬪取、五人者帰申候、其時杉立十左衛門手を負申候由、其以後藤堂仁右衛門手前仕寄、西ハ少出たるとて二番付仕候、其時分者堀端へも四十間計茂可在御座候、其時ニ組之竹手把七束付申候、内膳家来出口伊兵衛・法花甚兵衛申候者、少之事ニ候間、高之助なとニ罷出候事無用ニ候、

兩人仕付可申旨申候得共、高之助も罷出竹手把三束付ケ申候、然所江石田惣左衛門罷出、兩人仕付ケ仕舞申候由

一十二日之夜者二番組仕寄仕候、其夜者両之出シ櫓之間江付込申二付、中尾平助・松浦二郎左衛門手負、渡辺勘兵衛・渡邊長兵衛馬乗共兩人討死仕候由、然所二何茂相談之上を以今宵之内二堀端迄付ケ寄可申与申定、鬪取仕候得者、内膳一番鬪を取申候付罷出付候処ニ、三方<sup>の</sup>鉄炮差付打申候、堀矢切江上り上下<sup>の</sup>鉄炮さし付さる火をおろし、なけ松明を仕候得者、昼同前二御座候付、又侍五人手を負申候而竹手把付捨申候、就夫いづれも勘兵衛所江打寄致談合、渡辺長兵衛・青木忠兵衛を以御本陣江被申上候得者、沙汰之限成事ニ候、仕寄止させ明日<sup>の</sup>穴を堀せ寄候得与被 仰出候、就夫付捨之竹手把取込候得与何も申二付、其通小屋場江申来候故、何茂懸付参候由、其時内膳安並久左衛門・高之助兩人之者之手を左右ニとらへ、よひつけ之竹手把のうへ江つれ上り、付捨之竹手把之様子を見せ候而取込之談合様々仕候、組中之竹手把五十二束其外かせきくらかけなとも御座候、未組中ニ手を負不申候侍共式十五人程御座候付、一度ニ罷出取込可申与談合相究、侍

共吟味仕候得者、十人計ならてハ無御座候由、其様子内膳委存候由、高之助竹手把四束かせき五度罷出候、其夜之次第小野少兵衛・百々彦右衛門見申候、互ニかせき申候儀能存候由、其時安波傳左衛門手を負申候人々、冬之御陣之かせき此夜ニ而御座候由、両先手御簾本二茂内膳組程骨を折申たる者無御座候由、鉄炮せり合之儀者白昼之事ニ御座候得者、何茂能可存候仕寄ニ罷出候而者、内膳組中三番ニ仕候、内膳者毎夜罷出候而縄張<sup>る</sup>竹手把付仕廻候迄者外ニ居申候而、侍共働見届一夜<sup>く</sup>之高下ヲ帳面ニ付申候、高之助儀組中之内二三番共おとり申たる儀一度も無御座候由、其段内膳能存候由

一夏之御陣ニ者藤堂新七郎組ニ御附被成候、五月六日玉越川之向之堤ニ新七郎居申候処ニ、御母衣衆跡<sup>を</sup>乗立参候而川江乗込申候ニ付、高之助義茂一所ニ乗入堤江乗上、新七郎江向御母衣衆先手を越申候、如何成事ニ候哉与申候得者、其手筈ニ者無之物を留候得と申二付差留申候得共、聞入不申参候ニ付、高之助ニ者先江参候而敵ニくひ付候得与申候間、乗出参候へ者、敵中をわれ矢尾江つほミ申敵ニ引続参申候得者、矢尾之堤江敵乗上ケ三人跡ニ残り申

候間、其者を目懸馬<sup>ろ</sup>下り鎧ヲ取参候処ニ、堤を下り三人之者共  
長曾我部籙本之下之河原江引取申候、其時渡辺長兵衛ニ逢申候ニ  
付言葉を放、首を捕候而見せ可申と申、敵之中江懸入申候、其時  
長兵衛茂一所ニ乗込申候、久法寺・矢尾之間之堤ニ而敵突伏せ甲  
首を捕、則其者之馬をも打捕ニいたし、敵の中を河下江退申候、  
其次第長兵衛帰陣之時分何茂江咄申候由、扨御籙本江参候時、首  
数二十四五御座候内、甲付四つ御座候、懸御目候而堀伊織御歩  
行衆三大夫与兩人江高之助捕候者、甲付ニ而有之旨念を入見せ申  
候間、夫<sup>ろ</sup>又矢尾江参候故、晩之追討ニ者手ニ合不申候由

一七日味方敗軍仕候刻、高之助一番ニ踏留鎧ヲ仕候而甲付之首捕申  
候処、紫母衣之者来り首奪申候、其首をはい申候者中小路傳七ニ  
行逢鎧下之致高名候与見せ申候由、右紫母衣細川越中殿御家中敷  
内匠二番目之子ニ而御座候由、傳七以後ニ高之助ニ為申聞候由、  
其後首弔捕差上ケ申候、右踏留候場所ニ而先を仕候者と御吟味無  
御座以前ニ穿鑿仕置候得共、高之助申分

高山様御聞入不被遊候由申候、渡辺勘兵衛六日七日兩日之証文爾  
今御座候

右冬夏御陣之次第先年

少将様江祖父高之助書上ケ候扣を以書付申候

一大坂御城御普請江戸ニ之御丸 御本丸兩度之御普請相勉申候

一少将様御家督之砌、御加増貳百石拝領仕、四百石被成下御歩行  
頭ニ被 仰付江戸江相詰、其後御加増百石拝領仕、伊賀御普請奉  
行被 仰付、以後百石御加増拝領仕、都合六百石ニ罷成、御鉄炮  
三十人御預ケ被成御普請奉行役其儘相勉申候、四拾壹年以前承応  
元辰年病死仕候

一親高之助儀、六十九年以前寛永元子年

高山様江藤堂主殿取次ニ而馬上之御弓組被 召出、御知行貳百石  
拝領仕、江戸江相詰申候、其後江戸詰御赦免被成、祖父高之助相  
果申刻、本知二百石自分知行二百石、都合四百石被 仰付、承応  
二巳年江戸江罷下、当

殿様江御附被成、寛文五巳年十二月御加増百石拝領仕、翌年四月ニ  
御持筒頭被 仰付候、御家督之刻寛文十戌年七月惣並之鉄炮頭被

仰付候、延宝二寅年御訴訟申上、鉄炮組差上ケ申候処、御懇之  
御意ニ而無役ニ而在宅被 仰付、永之知行所ニ引込罷有、同六年

年方上野江罷出相勤申候、十年以前天和三亥年隱居被 仰付、家

督無相違五百石私拝領仕候

一私儀、式拾九年以前寛文四辰年七月

殿様江被 召出、大小姓役相勉申候、同年十月御切米廿五石拝領  
仕、江戸詰被

仰付候

一同九酉年閏十月 御家督之砌、新知百廿石拝領仕候

一延宝二寅年九月病氣ニ付、 御国附藤堂式部組江御入被成候

一天和元酉年極月世忤三男浅之丞親弥次兵衛養子被 仰付、跡式拝  
領仕候

一貞享二丑年四月 御国拾人之御使番之内江御加被成、方々御使相

勤申候

一同三寅年十月順番江戸詰被

仰付、同十二月名を高之助ニ御改被成、翌年罷下り取次役相勉申  
候

一元禄五申年九月御鑑奉行被 仰付候、私当年五十七歳ニ罷成申候

以上

渡邊高之助

元禄五壬申年十月十九日

(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

桑名弥次兵衛

一曾祖父弥次兵衛儀、九拾弍年以前慶長六丑年從

高山様御書被成下、并長曾我部右衛門太郎殿へも被 仰、於豫州

被 召出、則翌年寅十月廿四日御知行式千石拝領仕候、同十二未

年霜月廿七日御加増五百石被為下、都合式千五百石拝領仕候、同

十四酉年八月廿八日御侍組御預ケ被為成候、大坂兩御陣相勉、冬

之御陣之砌、從

権現様土井大炊頭様為 上使御時服拝領仕候、夏之御陣元和元

卯年五月六日於矢尾表討死仕候、同年八月廿二日ニ跡目無相違式

千五百石祖父弥次兵衛ニ被為下候



一祖父弥次兵衛儀、曾祖父存命之内將監与申候、外ニ御知行式百五

拾石拝領仕、元和元卯年二月廿四日御加増貳百五十石被為下、都

合五百石拝領仕候、大坂両御陣相勉、五月六日同名又右衛門一所

之於場所、甲付之首式つ討捕申候、右首之義祖父存寄り有之候而、

前々御改之節書上ケ不申候由申伝候、覺書を以今度書上ケ申候

一大坂御城御普請江戸二之御丸 御本丸兩度之御普請、并日光御普

請相勉申候、三十年以前寛文三卯年病死仕候

一親弥次兵衛義、同四辰年三月五日祖父跡式無相違貳千五百石拝領

仕、十二年以前天和元酉年病死仕候

一私儀、同年極月十七日親跡目百人扶持拝領仕難在奉存候、私当年

十六歳罷成申候

以上

桑名弥次兵衛

元禄五壬申年十月十九日

一宣（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覺

西島八兵衛

一養父八兵衛儀、八十一年以前慶長十七子年

高山様江三代前藤堂采女肝煎を以被

召出、於駿河御礼申上候、御知行百五拾石被下候、十七歳ニ而御

座候由

一大坂両御陣御傍ニ而相勉申候、御帰陣以後御加増百五拾石拝領仕、

三百石ニ被成下候

一元和七酉年生駒壺岐守殿御親父讃岐守殿御遠行ニ付、讃岐国之仕

置ニ古八兵衛を被遣候、罷帰 御機嫌能御加増百石拝領、四百石ニ

被成下候、二十六歳ニ而御座候由

一同九亥年御加増百石拝領、五百石ニ被成下候

一寛永元子年大日焼ニ付、讃岐亡国ニ成申候、何とそ精を出シ国を

取立候得与被 仰付、翌年丑春讃岐江被遣候、三十二歳ニ而御座

候由、難在 御書頂戴仕中年三年罷在、仕置仕候国も能成候とて

高山様御機嫌ニ被為 思召、寛永六巳年江戸江御呼返シ被成、

五百石之御加増拝領仕、千石ニ被成下候而 御傍ニ而可被召仕与

御意被成候処、土井大炊殿種々御断被仰候ニ付、又讃岐江被遣候、其節五百石之御加増千五百石ニ被成下、鉄炮之者三十人御添被下候、弥讃岐国能成申候ニ付

高山様御機嫌ニ被為 思召候而、同七年又御加増五百石被下、都合式千石拝領仕候

附り、寛永四年迄ハ讃岐一国之物成ならし二つ壱分ノ免相ニ而御座候、後々ハ四つ五つ成ニ及申候由

一同十六卯年壱岐守殿御身体破滅之節、讃岐国御請取之

上使衆案内者のため 公儀御老中様方

少将様江古八兵衛を御雇被成 公儀御朱印拝領仕、又讃岐国江罷

越候、讃岐ニ而諸事裁判 上使衆御機嫌ニ而為御褒美從青山大蔵(幸成)

殿御腰物松平美作殿・加藤出羽殿・一柳丹後殿より小袖一重宛被

下、并古八兵衛讃岐逗留中者手代共六人ニ從

公儀壱人ニ五人扶持宛被下候、讃岐を仕舞津江罷帰、妻子共ニ藤

堂仁右衛門下屋敷ニ罷在候、其砌從

少将様三十人扶持被下、其後御知行千石被 仰付、江戸江御供ニ

被 召連、井関彦兵衛与相役ニ被 仰付候

一正保三戌年国々日損仕候ニ付、伊賀・伊勢・大和・山城御領下之

惣免合吟味仕候得、其外御領下打廻り見計諸事可然様ニ申付候得与被 仰付、江戸江罷上り御領下中方々池川井手堤新田等申付候由、其後慶安元子年城和御領分支配之儀被 仰付候

一万治元戌年伊賀御奉行役被 仰付、伊勢より伊賀江引越申候処ニ、

同年中小路先五郎右衛門相果申候付、又城和御領分之義支配仕候得与被 仰付、慶安元子年江城和御領分之儀延宝五巳年迄三

拾年相務申候、其後役義御免被為成、十三年以前延宝八申三月ニ

八十五歳ニ而病死仕候

一私儀、同年十月ニ親跡目無相違千石被為 仰付難有奉存候

一先年

殿様御部屋住之時分、南都春日江

御社參被遊候刻御供仕、御時服拝領仕候

一南都御祭礼親存生之内江只今至順番度々罷出相勤申候、私当年

五十歳ニ罷成申候

以上



西島八兵衛

元禄五壬申年十月十九日

之安（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

梅原勝右衛門

一曾祖父勝右衛門義

白雲様以来

高山様能御存知被成候故、祖父藤堂新七郎御使ニ而九拾三年以前

慶長五子年関ヶ原御陣場ニ而被 召出、伊豫江御帰陣被成、御知

行千石拝領仕、鉄炮頭ニ被

仰付候、其以後豫州今治ニ而梅原頼母被 召出、御知行式百石拝

領仕候

一従伊豫伊賀江御国替被成、名張之 御城勝右衛門ニ御預ケ被成

候、其後与右衛門ニ渡シ候得与 御書成、其御書爾今所持仕候

一慶長拾九寅年勝右衛門江戸御普請ニ付罷下居申候処、大坂冬之御

陣ニ付、御内用共被 仰付名張江罷登、頼母・万助并御鉄炮之者

召連大坂江立申候、龜之助儀者新七郎伊豫板嶋之御城代仕居申ニ

付、前廉方伊豫江罷下居申、十二月四日ニ新七郎一所ニ大坂江参

着仕候

一冬陣前ニ水牛之御立物拝領仕、爾今所持仕候、装束馬鎧迄

高山様之ことくニ仕候得与被 仰付、冬夏両陣共ニ相勤申候

一冬陣ニ

高山様天王寺口迄御押詰被成、生国江御陣替被成候刻、勝右衛

門・大嶋右衛門作 御召被成、仕寄場之堀之深サ見積り参候得与

被 仰付、兩人罷越候、右衛門作者忍之者一人召連参、堀之上方

細引ニ石を付落シ見申、大形三間半可在之哉与積り申候、勝右衛

門者直ニ堀之中江入見申候得者、四間半御座候、其所鉄炮きひし

く打候得共、慥ニ見積り 御前江罷出、右之次第具ニ申上候、其

堀際方七八拾間茂手前ニ土手有之堀を懸たる所御座候、其所ニ式

丁程之間土を取たる跡くばき所御座候、此所御陣所ニ被成可然地与

申上候得共者、尤与 御意被成、則其所江御陣替被遊候へ者、所

から一段能大坂の鉄炮きひしく打候得共、上を越夫の下々迄手負一人茂無御座故、不大形 御機嫌ニ而色々御懇之

御意御座候、竹手把を付仕寄申刻茂、人ニより竹手把付様恵鋪候而散々 御機嫌損シ様々之義御座候得共、勝右衛門竹手把之付様能御座候とて、別而御誉被成候由仕寄口江切々罷出、惣御勢る者二町茂先江勝右衛門・頼母・万助・亀之助罷出居申候ニ付、跡を渡辺勘兵衛切々使を越様子相尋申候、罷帰見申候得者勝右衛門尾花之指物ニ鉄炮拾七、頼母同差物ニ拾九中り申候

一十二月四日夜新七郎・勝右衛門兩人ニ被 仰付候者、今朝の大和

衆松倉豊後守殿・本多因幡殿・奥田三郎右衛門殿・伊藤掃部殿・

(元晴) (桑山一直)

桑山伊賀殿・同左衛門佐殿・神保長三郎殿其外大勢黒門口堀際

七八間迄仕寄被居候ニ付、城中の猿火を下シ竹手把を付出シ、鉄

炮きひしく打申候ニ付、下々手負大勢出来候与相見へ候故、切々

使遣候得共、引取不被申候間、何となく兩人見舞ニ参引取被申

候様ニ仕候得与被 仰付罷越候、御引取候様ニとの儀者不申出、

色々御挨拶申候上二而、勝右衛門ひやうたんの酒を何茂江進之候

得者とて、もの事ニあたゝめ候か能可在之と新七郎申候か、御挨拶

拶ニ成何茂御退被成候、右之様子罷帰申上候由

一冬陣ニ従

権現様

高山様江被 仰付金堀参候ニ付、其奉行ニ勝右衛門被 仰付、昼夜之境なく掘せ申候

高山様茂夜く其所江御出被成候、其土ニ而築山をつき井楼を御上ケ被成候、金堀之所ハしほや口御門之櫓之前、玉造り口る者少西へ寄ほり入候処ニ、井戸之在之所江掘当り候ニ付、煙出候故大

坂の鉄炮敵敷打懸候得共、なんなく堀際七間迄ほり付ケ申候、

十二月廿日之夜堀之内之柵をとらせ候得与被 仰付候処ニ、其夜

扱ニ成申候、御帰陣被為成様々御懇之上、為御褒美御加増五百石

拝領仕、御折紙頂戴爾今所持仕候

一夏陣ニ勝右衛門・頼母者名張る立申候、万助・亀之助者親ニ懸り

居申故、少跡を参申候、淀ニ而

高山様被 仰付候者勝右衛門自分預鉄炮六拾挺之外ニ、沢田但馬

六拾挺、野崎新平六拾挺、宿毛甚左衛門四拾挺、赤沢ふぢ右衛門

四拾挺、中村源左衛門四拾挺、都合三百挺御預ケ被成候間、中備

鉄炮先手可仕旨勝右衛門ニ被 仰付、淀方之武者押ニ者侍先手仁  
右衛門・新七郎方先江押申候ニ付、八幡之ほらか峠を越候得者、  
八幡之旗先をふまへ申とて、昔方軍ニ勝たる例無之と申伝候、廻  
り候得者三里遠ク御座候、如何可仕候哉与御本陣江舩頼母を窺ニ上  
ケ申候、其内諸勢人数押候事不成候ニ付、御家中衆不審仕候由、  
新七郎方方尋ニ越候故、右之通申遣候、其内頼母罷帰如何程成共  
廻り候得与 御意ニ而ほした越江廻り申候

一 四月廿八日之夜新七郎・勝右衛門存知立、頼母・万助・亀之助・  
玄蕃・田中内蔵丞・同源次良・箕浦少内・西川九郎兵衛・中尾小  
十郎・松本与三郎・萩森又兵衛・中村源右衛門致同道、鳴野口三  
田村江夜討仕、首数廿三討捕候得共、郷人張番之首捕無益之儀と  
て首共堤ニ並置罷帰候、右之段翌日申上候得者、縦張番郷人之首ニ而茂  
只今

上様江上ケ候得者、一廉御忠節ニ成事ニ候、残多義与 御意被成  
御小人衆取ニ被遣候、其節家来寒市蔵申候者、勝右衛門并家来共  
討捕申首ニ者不残口之内江駿ニ柳之葉を入置申由申遣候、御小人  
衆罷帰首者無御座旨申上候後ニ承候得者、三田村迄参候事難成候

故、道方罷帰申由ニ御座候

一 五月六日之朝北ノ方ニ而木村長門手江乗込鉄炮を打せ、首拾四取  
上ケ申候、其所井伊掃部殿從先手拾五六町計茂先ニ而御座候、掃  
部殿内秋山忠兵衛与申仁跡方参り敵かと申候間、藤堂和泉内梅  
原勝右衛門与申先手之者ニ而候、早堤を入切たるを忠兵衛見申候  
故、言葉を合置候由、舩亀之助儀新七郎手前ニ而鎧を仕致討死  
候、木村長門手方罷帰候得者、矢尾之堤を長曾我部捕固メ鉄炮打  
せ居申候故、北ノ手江廻り御弓之衆居被申候中を通り先江罷越、  
敵之後方打立申候、夫方崩れ久法寺之内江取籠り候故、久法寺之  
北ノ道を廻り在所三所江火を懸させ西ノ口ニ而戦、夫方勝右衛門  
親子乗込候而長曾我部者与相交り、天王寺ノ口迄付参、其間ニ数  
多切捨突捨申候、勝右衛門・頼母・安波三郎左衛門ならてハ先無  
御座候、其段三郎左衛門存生之内勝右衛門組之衆江茂慥ニ申たる  
由、天王寺之口迄参候得共、味方相遠ニ罷成候間、余り深入与存  
親子なから首を捕罷帰候、鉄炮ノ衆自分共ニ首九つ捕上申候

一 七日ニ茂勝右衛門親子三人共ニ先江参候而かせき申候、道堤瀬戸ニ薬  
箱を並置火を挟候而敵少退、火之立申を相図ニ敵懸り申候、夫方

右之首數小注文

式つもき付 梅原勝右衛門 壺つ

四つ 田村十兵衛 壺つ

壺つ 碇 平右衛門 壺つ

三浦作右衛門 壺つ

壺つ お宗孫助

首数以上拾四

同六日之朝長曾我部手二而

壺つもき付 梅原頼母 壺つもき付

壺つもき付  
梅原頼母  
壺つ

壺つもき付 吉田茂左衛門 壺つ

壺つ 高仙弥九郎 壺つ

三浦作右衛門 家来 壺つ

首数以上九つ、但シ自久法寺天王寺ノ間二而

七日天王寺口二而

壺つもき付 梅原勝右衛門 壺つもき付 梅原頼母

壺つもき付 梅原万助 壺つ 寒市蔵

壺つ 森 喜右衛門 壺つ 田村十兵衛

首数以上六つ

合惣首数貳拾九 内もき付九つ

手負拾壹人

討死四人

以上

右者元和元年八月於津御吟味之節、曾祖父勝右衛門書付上申扣を

以書上ヶ申候

一六日之御合戰二新七郎討死仕候故、其晩新七郎組不殘勝右衛門二

御預け被成、新七郎・亀之助討死不便二被  
思召候、新七郎躬宗

德義者其方取立候得与御直二難在御意之由

一六日七日之御合戰埒明何茂小屋二居申処二、八日之昼時分宮内少



家来埋物掘ニ罷出、細川越中殿衆与奪合、越中殿衆二三人追懸参、宮内少家来を勝右衛門宮内少小屋之間ニ而切殺申候故、又宮内少者越中殿者を一人切殺申候、右之仕合故越中殿衆弓・鉄炮ニ而取懸、勝右衛門小屋江頻ニ打掛申故、堪忍不罷成勝右衛門・頼母・万助父子三人罷出、六拾挺之鉄炮を揃待懸居申処江、越中殿衆曆々大勢真黒ニ成突懸り候を、拾間計寄せ置鉄炮一度ニ打せ、父子三人突懸り候得者、七八反崩申候、此時万助討死仕、家来五六人手負申候、勝右衛門申候者、自分之喧嘩にても無之候ニ万助討死仕無念ニ存候得共、越中殿を相手ニいたし大勢突崩候事本望ニ候、併働候内故万助討死仕候事不存候、此上者今一度万助吊合戦可仕与又六拾挺之鉄炮ニ玉薬を込替、自分之弓・鉄炮茂揃置、甥之深尾兵太鉄炮之小頭共下知仕待懸候処ニ、如案越中殿衆鎗袞を作り掛り申を、六七拾挺之鉄炮をつくはひ候而一度ニ打候故猛勢ニ而候得共、致大崩一丁半茂敵敗軍仕候、扱味方も引取玉薬込替待懸申候、越中殿衆大人数ニ而懸申事後ニ承候得者、陣中之喧嘩者しち成物与越中殿被仰、御自身茂具足召候故之由、其上越中殿衆者御国本を二替りニ参候故、六日七日之合戦過八日之昼時分大坂江

船ニ而着申候故、両日之合戦ニ者御連候事無念ニ存居申処ニ喧嘩有之由、船中ニ而聞付はやりたる者ハ具足をも不着、鎗計持船を直ニ右之人数江懸ケ加り候故、大人数ニ而者候得共、弓・鉄炮ハ少ク御座候由、猛勢打懸候処、此方鉄炮壺つものはなし不申、近々と待請如右一度ニはなし申故、大勢打申候、然処ニ敵之方とつはいの甲を着、白キ手掛ニ而鉢巻仕たる武者扱々とてさいを振申候得共、万助吊合戦ニ能敵討捕度存候折節故、右之武者頼母討捕申候、されとも其分ニ而早速敵引取申候様子者、相手ハ誰にて候と越中殿御尋被成候得者、藤堂和泉殿衆と申ニ付、越中殿被仰候者、和泉殿と我等挨拶ニ而致喧嘩候儀無用、早々引取候得与被仰候由承候、其後越中殿家老より渡辺勘兵衛方迄申越候者、和泉守様衆と越中守者与致喧嘩候儀沙汰之限と申、鉄炮頭兩人切腹被申付候由申来候、喧嘩之様子大嶋右衛門作ニ御尋被遊、初中後之次第具ニ被聞召届候得共、御陣中ニ而勝右衛門ニ者有無之御意無御座候、御帰陣以後伊賀御屋鋪ニ而御夜咄ニ勝右衛門被為召、御直ニ御尋具ニ御聞被遊、色々難有御意、其上万助・亀之助義無足ニ而討死仕、一人不便ニ被思召候旨被仰出候由

一元和元年卯ノ八月津ノ勝右衛門 召、於 御城御意被成候者、今  
度於大坂表侍共働之儀御吟味被成候、勝右衛門義両国之証拠ニ  
被 思召候間、面々手前慥ニ聞届指出シ取上ケ候様ニ与被 仰付、  
岩田町加藤甚右衛門与申者方ニ廿日計罷在、侍中手前致吟味書付  
取指上ケ申候、御懇之 御意ニ而御暇被下、則御陣之為御褒美御  
加増拝領仕、并伊賀御家中御仕置式部・勝右衛門ニ被 仰付候、  
新七郎居申屋鋪者要メ之所ニ而候、宗徳世倅之事ニ候間、居替り  
可申候櫓茂御立直させ可被遊候間、櫓ニ而御膳上ケ申様ニ与御懇  
之 御意ニ而 御成被遊、御膳上ケ申候  
少将様義御代ニ成度々 御成被遊御膳上ケ申候、其節新七郎居申  
屋敷ハ只今主殿居申屋鋪ニ而御座候  
一冬陣ニ五百石夏陣ニ千石御加増、都合千五百石拝領仕候、頼母ニ  
三百石御加増被下候、其後元和貳年辰ノ十二月知行所被 仰付候  
節、本知共ニ高三千石之内五百石頼母与被遊御折紙御改被下置、  
爾今所持仕候  
一古出雲從三ヶ野帰參後元和六年ニ、侍組并伊賀御仕置共ニ出雲ニ  
渡候得与被 仰付候

一方々御普請相勤、元和六申年初年加茂御普請迄相勤申候得共、其  
後年寄耳遠ク罷成、作所之御普請難務御座候間、御鉄炮組指上ケ  
申度旨達而御訴訟申上候得者、御懇之 御意ニ而高三千石之内千  
石無役ニ被 仰付候間、御普請江戸詰 御上洛ニ茂頼母ヲ名代ニ  
遣候得与 御意ニ而腰母衣ニ被 仰付候、則翌年之賀茂御普請ニ者  
頼母名代ニ遣申候、其後  
少将様御代ニ成勝右衛門年寄申候間、黒母衣ニ被 仰付候との  
御意ニ而御座候、則御母衣絹爾今預り罷在候

一元和十年ニ

高山様ノ御馬拝領仕、八くわん黒鹿毛与

御自筆之御書付・御印御推被下、爾今所持仕候

一少将様御代ニ成頼母津江 召、大坂御陣働之儀ニ付難有 御意ニ而  
御鉄炮三拾人御預ケ被成候、其節茂御家中衆働之義 御尋被遊、  
具ニ申上候由御座候

一先年

少将様三代前小川五郎兵衛、四代前堀伊織ニ御尋被遊候者、於大  
坂陣中放火与申儀者無之哉与 御尋被遊候ニ付、兩人申上候者、

梅原勝右衛門久法寺在所焼立候儀放火ニ而御座候由申上候得者、

御機嫌ニ而難有 御意之由承伝候

一寛永拾六卯年江戸 御本丸御普請之刻、頼母罷下り候处、於江戸

十一月ニ病死仕候ニ付、跡目五百石無相違頼母盼三左衛門ニ被

仰付候

一翌月曾祖父勝右衛門炊付申ニ付、存生之内ニ遺物指上ケ申候处ニ、

從

少将様難有 御書被成下、爾今所持仕候、病氣本復不仕、同年閏

十一月ニ相果申候、跡目本知式千五百石之内千五百石祖父勝右衛

門ニ被下、分知千石三左衛門ニ被 仰付、前方三左衛門ニ被下置

候五百石者、此節被 召上候

一祖父勝右衛門義、同十七辰年津附ニ被 仰付在津之处、又寛文三

年ニ伊賀附ニ被 仰付、伊州江引越申候

一延宝三卯年 禁裏遷幸ニ付、御使被 仰付罷登相勉申候、拾貳年

以前天和元酉年六月ニ病死仕候

一親貞右衛門儀、同年祖父跡目千石拝領仕候、翌戌年御懇之 御意ニ而

先祖之名ニ而候間、勝右衛門と改候様ニ与被

仰付候、貞享二丑年江戸詰被 仰付相勉申候、同四年卯四月ニ病

死仕候

一私義、十七年以前延宝四年辰十二月子小姓ニ被 召出、翌年正月

江戸江罷下り五人扶持被下、同年九月ニ御合力米六拾俵致拝領、

天和二年戌極月津ニ而元服仕、直ニ

御近習ニ被 召仕、其後御膳番被

仰付、貞享三年寅ノ十月ノ大小姓役被 仰付、六年以前貞享四年

卯ノ六月御懇之 御意ニ而親跡目無相違千石拝領仕候、直ニ江戸ニ

相詰申度旨御訴訟申上候处、寄合江御入被成候、同七月ニ代々之

名ニ而候間、勝右衛門与改可申旨被 仰付、御厚恩難有冥加至極ニ

奉存候

一元禄四未年願之通江戸詰被為 仰付相勤申候

一私当年三拾歳ニ罷成申候

以上

梅原勝右衛門

元禄五壬申年十月十九日

武存（花押）

藤堂采女殿



藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覺

石田三郎左衛門

一曾祖父清兵衛儀、若年之砌粉川以前但馬二而

高山様江被 召出由二御座候、久敷儀故年数取次知れ不申候、高

麗御陣御供仕、似合之御奉公茂申上候由、伊豫二而御知行三百石

拝領仕、則奥郡板嶋之奉行職被 仰付候、從伊豫御国替被為成、

伊賀二而七百石御加増被下、都合千石拝領仕、御鉄炮之者茂被為

成御預、則伊賀奉行職被 仰付、大和・山城之奉行役をも相勤申

候、大坂両年之御陣之時分者 御国之御用被 仰付御留守仕候、

六拾五年以前寛永五辰年六拾貳歳二而病死仕候、跡目祖父三郎左

衛門弟清兵衛二千石無相違被下候

一祖父三郎左衛門義、伊豫二而十歳之比方御出入奉公之様二被 召

仕、從伊豫御国替被遊候刻、八拾五年以前慶長十三申年十六歳二而

於津 御直二被 召出、翌年御知行式百石拝領仕、其後百石之御

加増、合三百石拝領仕候

一慶長十七年二貳百石之御加増、合五百石拝領仕、其後茂御加増被

下、大坂御陣之時分者八百石拝領仕候

一大坂両年之御陣相勉申候、夏之御陣二者赤母衣被 仰付、五月六

日御一戦之砌、甲付之首壺つ、歩行之者之首壺つ討捕差上申候、

御帰陣被遊為御褒美貳百石之御加増、都合千石拝領仕、其後御鉄

炮之者三拾壺人被為成御預候

一丹波佐々山城縄張御普請、同龜山之城殿主御普請、其後大坂冬御

陣前江戸

御城御普請之刻者

高山様御供仕候由

一大坂度々之御普請江戸 二之御丸

御本丸、日光之御普請茂相勤申候

一貳拾三年以前戌之年從

殿様御懇之 御意二而御旗奉行被 仰付、其上結構成御腰物拝領

仕候

一親彦助儀、四十一年以前承応元辰年

少將様江被 召出、御大小姓役十七年相勉申候

御家督以後

殿様江被 召仕、其後御取次役被 仰付、九年御奉公仕、十五年

以前延宝六年病死仕候付、私義同年八月祖父三郎左衛門惣領ニ

願之通被 仰付候

一十三年以前延宝八申年祖父三郎左衛門病死仕候、同年十月御懇之

御意ニ而跡目無相違千石私拝領仕、組外被 仰付候

一私儀、天和元酉年御懇之 御意ニ而伊賀奉行職被 仰付候、同三

年亥之年川筋為御巡見稲葉石見守殿・彦坂老岐守殿・大岡備前守

殿大和御領下御通り被成候砌、玉置甚三郎跡役未被 仰付無御座

内故、私罷越御用等勤候様ニと被 仰付、則罷越相勉申候、其後

御役御訴訟申上、四年以前巳年御赦免被遊組外被 仰付候

一私当年四十八歳ニ罷成申候

以上

石田三郎左衛門

元禄五壬申年十月十九日

武(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

野崎新平

一曾祖父新平儀、九拾弍年以前慶長六丑年於豫州

高山様江御直被 召出、御知行五百石被下、其後四百石御加増拜

領仕、九百石ニ被成下、御鉄炮組弍拾五人御預ケ被成候、豫州方

伊賀へ御国替以後、御鉄炮組六拾人御預ケ被成候、大坂両度之御

陣御供仕候

一冬御陣之節御仕寄場江土俵を築せ竹たはを付申刻、左之肩江鉄炮

疵蒙り候得共、御仕寄場欠シ不申相勤申候、御鉄炮之者之内七人

手負申候、二人者其場ニ而相果、残者果不申候由

一夏之御陣五月六日之早天ニ矢尾之川端ニ而朱之具足金之鍬形之立

物ニ朱之甲を着候敵ニ出合、鎧を合首討捕申候、夫方西之方江乘

出候処、歩行者一人懸り候処、突留首討せ右弍つ之首家来平井弥

次郎与申者ニ為持差上申候

一右之場所方久法寺方江乗出候処ニ、矢尾与久法寺之間方黒之馬ニ乗候敵一騎出合候ニ付、馬を乗懸互ニ馬上ニ而鎧を合候処を、家来吉増久七与申者飛懸鎧をはね返し組伏せ候而首討捕申候、久七甲首壹つ与書上ケ申候者、此義ニ而御座候

一同場ニ而歩行者一人掛り候ニ付、突留首捕候而、右式つ之首久七ニ為持差上ケ申候

首数之覚

|      |                |          |
|------|----------------|----------|
| 首三つ内 | 甲付壹つ<br>歩行者式つ  | 新平 討捕    |
| 同式つ  | 御鉄炮小頭          | 安井 才次    |
| 同壹つ  | すはた者           | 同        |
| 同壹つ  | すはた者           | 河村牛之助    |
| 同式つ内 | 甲付壹つ<br>すはた者壹つ | 家来 吉増 久七 |
| 同壹つ  | すはた者           | 同        |
| 同壹つ  | すはた者           | 平井 弥次郎   |
| 同壹つ  | すはた者           | 同        |
| 同壹つ  | すはた者           | 平井 正兵衛   |
| 同壹つ  | すはた者           | 同        |
| 同壹つ  | すはた者           | 林 伊之助    |
| 同壹つ  | すはた者           | 同        |
| 同壹つ  | すはた者           | 濱田喜右衛門   |

此者ノ名先年知れ不申  
候得共其後知レ申候

ノ拾貳

右者先年御吟味之節、書上申趣ニ而御座候

一御帰陣以後百五拾石御加増拝領仕、都合千五拾石ニ被成下候

一丹波龜山へ御普請、伊賀 御城内所々石垣御普請、大坂両度之御普請、加茂之御普請、右何茂相勤申候

一御上洛之時分御供仕候

一年寄候ニ付御鉄炮組御訴訟申上差上候処ニ、母衣ニ被 仰付、其以後老衰仕、五拾八年前寛永十二亥年隠居被 仰付、千五拾石之御知行祖父内蔵助ニ被 仰付、都合式千五拾石被成下候処、内蔵助申上候者、私ニ者別格ニ御知行被下置候間、弟共兩人江被 仰付被下候様ニ奉願候ニ付、弟兵助ニ三百石、同助六ニ貳百五拾石、親新平ニ五百石、右之通分知ニ被 仰付候

一祖父内蔵助義、八十七年以前慶長十一年年於豫州

高山様江被 召出、別格ニ御知行三百石拝領仕、母衣組ニ被 仰付候、大坂両度之御陣御供仕候

一冬之御陣之刻、御仕寄場相勤申候

一夏御陣五月六日之朝かやふり村与石仏之有之道方西之方ニ而歩行者刀をぬき懸り候を、鎧付若党ニ首討せ申候、右之様子藤堂金

七・落合半兵衛も見申候、夫若井村之際ニ而白キしないニ黒キ筋有之差物をさしたる敵与出合、鎧を合首討捕申候、其節小川五郎兵衛茂見申候、右式つ之首為持差上申候

一七日味方崩之時、右京・新平・内蔵之助踏留一所ニ居申、夫柵際迄参居申候

首数都合拾四内

十二曾祖父新平分  
式つ祖父内蔵助分

右者先年御吟味之節書上ケ申趣ニ而御座候

一五月六日之朝若井村之方江参候道ニ而敵一騎懸り候を、鎧を合突留候所ニ、外方一人懸付、此首所望申ニ付遣申候由

此一ヶ条者先年書上不申候得共、内々承候ニ付、此度書上申候

一御帰陣以後御加増二百石拝領仕、六百石ニ被成下、御鉄炮組三拾人御預ケ被成候

一越前陣与申時分四百石御加増拝領仕、都合千石ニ被成下候

一丹波亀山之御普請、伊賀 御城内石垣御普請、大坂両度之御普請、

賀茂之御普請、江戸 御二之丸 御本丸之御普請、右何茂相勤申候

一御上洛之時分御供仕候

一江戸替り番相務申候、五十年前寛永廿未年病死仕候、跡目千石無相違御鉄炮組共親新平ニ被 仰付候

一親新平義、寛永十二亥年曾祖父新平分知五百石拝領仕

少将様江被 召出、江戸詰大小姓之御奉公九年相勤申候、其以後内蔵助跡目被 仰付候時分、右之五百石被 召上候

一日光御普請相勤申候

一江戸代り番相勤申候、二十一年以前寛文十二子年十月ニ病死仕候、同年極月ニ私津江被為 召、御懇之 御意ニ而親跡目千石無

相違拝領仕、親之名新平与御改被成候

一私義、三十三年以前万治三子年堀田上野殿御在所桜井江御引籠被

成ニ付、(重傳)安藤対馬守様江御鉄炮頭御雇シ被成候由御沙汰承及、

其節親新平在番ニ而江戸ニ相詰居申候故

殿様津ニ被為成御座候ニ付、御老中迄御断申上、直二十月江戸江

罷下り、親与一所ニ罷在候処ニ、翌年寛文元丑年三月ニ

少将様江被 召出、御合力米百俵拝領仕候

一同二寅年御知行式百石拝領仕、定江戸ニ被 仰付、大小姓之御奉公九年相務申候

一同六午年京極近江殿伊賀江御上せ被成候刻、道中御供被 仰付相勤、其儘罷下り申候

一同九酉年

少將様御隠居被遊候時分、御国附ニ被 仰付罷登申候

一同十一亥年三月ニ江戸詰被 仰付、罷下り大小姓之御奉公相勤申候

一親跡目拝領仕候而、延宝元丑年江戸御供仕罷下り相勤申候

一同二寅年六月津江被為 召、於 御前御懇之 御意ニ而御鉄炮組御預ケ被成候

一同三卯年江戸御供被 仰付相勤申候

一同六午年御帰国之為御札江戸江御使被 仰付相勤罷登り、白銀五枚拝領仕候

一同八申年江戸御留守番被 仰付罷下り相勤申候、翌正月日光江之

御代参被 仰付相勉申候、四月ニ御参勤被遊御暇被下、御羽織・

御給拝領仕罷登り申候

一貞享二丑年江戸御供被 仰付相勤申候

一同三寅年六月津江被為 召、於 御前御直ニ御懇之 御意ニ而伊

賀奉行職被 仰付相勤申候、病氣ニ付御訴訟申上候処ニ、元禄二

巳年閏正月ニ首尾能御赦免被為成、御国附組外中間江御入被成候

一当八朔江戸江御祝儀之御使被 仰付相勤罷登候処ニ、御懇之 御

意之上御召之御小袖拝領仕候、右段々難有仕合奉存候

一私今年五十九歳ニ罷成申候

以上

野崎 新平

元禄五壬申年十月十九日

正倫（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

磯崎 只之進

一先祖 御家江被 召、出勤之様子ハ藤堂式部方〆書上申通御座候

一親式部儀、四年以前元禄二巳年極月ニ七十一歳ニ而病死仕候、跡

目翌午年六月ニ於津親願之通知千石私拝領仕、組外ニ被為 仰

付難有奉存候

一 先年私江戸詰之儀親奉願候処、元禄二巳年願之通被為 仰付、罷

下り相勤申候

一 南都御祭礼順番ニ罷出相勤申候

一 私当年二十七歳ニ罷成申候

以上

磯崎只之進

元禄五壬申年十月十九日

家国（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

神田作右衛門

一 祖父六右衛門義、於豫州九十式年以前慶長六丑年

高山様江御直ニ被 召出、藤堂次郎左衛門取次を以御礼申上、御

知行百式拾石拝領仕、御折紙被下候

一 大坂両御陣相務申候、御陣以後御加増八拾石拝領仕、式百石之御

折紙頂戴仕候

一 六拾七年前寛永三寅年年寄申候ニ付、隠居仕度旨

高山様江御訴訟申上候処、願之通被

仰付、御知行無相違式百石親茂右衛門ニ被下候

一 親茂右衛門義、慶安元子年伊勢郡奉行役被 仰付拾三年相勤、役

義御赦免被為成、藤堂仁右衛門組江被 仰付、式拾四年前寛文

九酉年七月十八日ニ病死仕候

一 私義、三拾四年前万治式亥年於江戸

殿様江大小姓ニ被 召出、同年五人扶持御切米式拾石拝領仕候

一 親茂右衛門存生之内私を養子ニ仕度旨

少将様江奉願候処、死後養子ニ被

仰付、親相果候同月之内跡目無相違式百石私拝領仕候、世倅茂右

衛門義其節六歳ニ罷成申候、親茂右衛門実子ニ而御座候故、此者ニ

跡式被 仰付被下候様ニ達而奉願候処、私養子ニ仕候得与被 仰

付候

一 寛文九酉年 御家督之時分御加増五拾石拝領仕、式百五拾石ニ被



成下候

一延宝六午年私義、病者ニ罷成申候ニ付、江戸詰御赦免被為成、御  
国附ニ被

仰付、藤堂監物組江御入被遊候、午之年迄廿年之内江戸詰相勉申  
候

一天和三亥年伊賀御作事奉行役被

仰付、津方伊賀江引越、午之年迄八年御作事方相勤申候、右八年  
之内為御褒美 御召之御小袖式つ両度ニ拝領仕候

一元禄三年伊賀御普請奉行并御横目役被 仰付、其節御加増五拾  
石拝領仕、都合三百石ニ被成下候、段々御取立被為成難有仕合冥  
加至極奉存候

一私当年五拾五歳ニ罷成申候

以上

神田作右衛門

元禄五壬申年十月十九日

弥（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

（付箋）「申ノ十月改以後伊賀附ニ被 仰付候付、年号月日相違仕候」

覚 \*

多羅尾三太左衛門

一親惣右衛門 御家江被 召出候様子者、同姓佐右衛門方方書上ケ  
申候

一私儀、三拾六年前万治元戌年十一月

殿様御部屋住之内藤堂古数馬御願被申上、於勢州津被 召出、子  
小姓役相勉申候、御切米式拾五石ニ五人扶持拝領仕候、翌年四月  
元服被 仰付、大小姓役相勉申候

一寛文九酉年 御家督之刻、新知百五拾石拝領仕候

一延宝元丑年御使番役被 仰付候

一同五巳年九月十七日於江戸御暇被下浪人仕候

一天和元酉年

長生院様以御侘婦参被 仰付、八月十五日於江戸御札申上、御扶  
持方六人扶持并金子拾両拝領仕候、翌年十月三日先知之通御知行  
百五拾石拝領仕候

一貞享三寅年五月晦日当分御奏者役被 仰付候

一同四卯年六月朔日染井横目役被 仰付

殿様 大学様之御奉公相勤申候

一元禄元辰年染井御奥方御普請二付、惣奉行并横目役被 仰付、両年相勉申候

一同三年四月廿九日御加増五十石拝領仕、貳百石ニ被成下候

一同四未年四月廿二日休息之御暇被下、勢州へ罷登申候

一同六酉年正月十三日伊州御普請奉行并御横目役被 仰付、御加増

百石拝領仕、都合三百石ニ被成下、同二月九日ニ伊州江罷越申候

一累年江戸詰之勤務、或御使者、或者不時之御役儀等為御褒美金

銀・御小袖・其外御召之類積々拝領仕、段々御加恩ニ而御取立被

遊被下、冥加至極難有仕合身ニ余奉存候、私当年五十歳ニ罷成申

候

以上

多羅尾三太左衛門

元禄六癸酉年二月十九日

光斎（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

服部十太夫

一祖父大夫義、百拾六年前天正五丑年

高山様江被 召出、高麗両御陣関ヶ原御陣御供仕相勤申候由、

被 召出候節御知行高并誰之御肝煎何方ニ而罷出候茂覚不申候、

八十八年以前慶長十巳年病死仕候、此節御知行式千石余拝領仕罷

在候由、跡目無相違藤堂右京江被為 仰付候、右京儀大坂両御陣

御供仕相勤申候、大坂・江戸両所

御城御普請茂相勤申候、其後御加増被為下、都合三千石拝領仕申

候、右兩人御陣之砌働之義委細不申伝候ニ付覚不申候、右之通伝

承候ニ付書上ケ申候

一親十太夫義、祖父相果候時分幼少ニ而兄右京ニ懸居申候处、九歳

之時

高山様方御扶持方被為下、其後七拾二年前元和七酉年御直ニ被

召出、御合力米百俵拝領仕、江戸詰被為 仰付

服部十太夫

少将様御部屋住江御附被遊、御知行式百石被成下、御家督之砌御

元禄五壬申年十月十九日

康□(花押)

加増百五拾石被為下、合御帳尻三百五拾石拝領仕候、其後病氣罷

藤堂采女殿

成御訴訟申上、御国附二被為 仰付候、三十年以前寛文三卯年二

藤堂監物殿

月二病死仕候、同年六月二跡目無相違三百五拾石私拝領仕候

藤堂造酒丞殿

一私義、寛文六午年江戸詰被為 仰付、大小姓役七年相勤申候、其

梶原民部殿

後御取次役四年相勤申候

一延宝四辰年御歩行頭二被為 仰付、六年相勤申候

覚

西庄源左衛門

一天和元酉年伊賀御普請奉行・御横目役被為 仰付、其刻御加増

一私義、五十二年以前寛永十八巳年冬於江戸

五十石拝領仕、都合四百石二被成下候、右之御役義八年相務申候

少将様江三代前之藤堂主膳肝煎を以被為 召出、御知行三百石二

一同二戌年朝鮮人送り迎相勤申候

拾人扶持并馬扶持拝領仕、大小姓役相勤申候、寛文三年卯之春

一貞享三寅年大坂御屋鋪川端石垣御普請相勉申候

殿様江被為附 御城使役被為 仰付、衣装金貳十両并預り七人分

一元禄元辰年伊賀御屋敷御番頭二被為 仰付候、是迄段々御役替御

拾四人扶持被為下候、寛文九酉年御加増百石、都合四百石拝領

加増拝領仕難有奉存候

仕、右之御役義十一年相勉申候、二十年以前丑ノ冬御赦免ニ而翌

一私当年五十二歳罷成申候

年寅之春願之通伊賀江御登せ、其秋御屋敷御番頭二被為 仰付、

以上

十五年相勤申候、五年以前辰ノ秋右之御役義御赦免被為遊、御懇

之被 仰渡ニ而御小袖拝領仕候、私当年七拾七ニ罷成申候

以上

西庄源左衛門

元禄五壬申年十月十九日

存(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

(付箋)「源右衛門と改」  
梶原惣兵衛

覚

高田 斎

一親源右衛門義、十九年以前延宝二寅年本多中務殿御家中牢人仕候  
処、大和御領分ニ居申候様ニ与被 仰付、石上江参居申候、同年  
十二月御合力米拝領仕候

一私儀、拾六年以前延宝五巳年於伊州二代前藤堂采女取次を以 御  
家奉願候処ニ、於江戸久世大和守殿・保田美濃守殿御詞ヲ被添ニ  
付被為 召出、当分五拾人扶持被為 仰付、御組外並ニ相勤、同  
七未之年ノ新知五百石被為 仰付、其節親道漸江茂為茶料五拾人  
扶持被為 仰付候、私当年四十歳ニ罷成申候  
以上

元禄五壬申年十月十九日

□(花押)

高田 斎

一同三卯年津江引越申候様ニ与被 仰付、津江参居申候、同年十二  
月ニ御合力米拝領仕候  
一同四辰年八月ニ御扶持方五拾人扶持拝領仕、伊賀ニ而屋敷拝領仕  
候  
一同六年十月御知行五百石拝領仕、御鉄炮組被 仰付候  
一同七未年江戸御供被 仰付相勤申候  
一貞享元子年江戸御留守番被 仰付、四月ニ罷下り相勤申候、翌丑  
年正月日光御使相勤申候、同年四月於江戸病死仕候

一私儀、子之年四月親源右衛門江戸御留守番ニ下り申候時分、召連

罷下り候様ニ与源右衛門江被 仰付、同道仕罷下り申候、親病氣

之時分名代相勤、御近所出火之時節茂罷出候様ニ与被 仰付相勤

申候、翌年四月ニ親果申候而五月ニ罷登り申候

一八年前貞享二丑年親跡目無相違拝領仕、翌年組外ニ被 仰付難

有奉存候

一私当年四拾九歳ニ罷成申候

以上

梶原惣兵衛

元禄五壬申年十月十九日

景正（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

多羅尾佐右衛門

一親惣右衛門義、式拾七年前寛文六年午之八月廿一日、於江戸藤

堂監物取次を以

少将様江被 召出、御目見仕候処、罷登候様ニ身上之儀御思案被

遊可被 仰付候旨

御意ニ而早速罷登、直ニ津江罷越

殿様江右之御礼申上 御目見仕候処ニ、段々御懇之 御意ニ而御

時服拝領仕、在所江罷帰候、重而御上国被遊候節、白銀拾枚拝領

仕候、二十三年前寛文拾年戌之十月ハ御扶持方五拾人扶持被下

置、在所ニ罷有候、拾式年前延宝九年酉之四月ハ相煩、同六月

相果申候、同年極月十七日跡目御扶持方無相違私江被為 仰付、

家屋鋪拝領仕、同月廿七日御当地江罷出相勤申候、重々難有仕合ニ

奉存候、私当年五拾二歳罷成申候

以上

多羅尾佐右衛門

元禄五壬申年十月十九日

光邦（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

年之内江戸詰相務申候

覚

野崎茂左衛門

仰付、式部組ニ御入被成候

一先祖 御家江被 召出候年数、又者大坂両御陣働之様子者、同姓  
新平方の委細書上ケ申通御座候

一同九酉年十月ニ御家督之節、新知二百石拝領仕、其後御国附ニ被  
仰付、式部組ニ御入被成候  
一同十一亥年・同十三丑年、右兩年水口附番安並久左衛門・私兩人ニ  
被 仰付相勤罷帰、御召之御小袖兩年共ニ拝領仕候

一私義、三十五年以前万治元戌年十一月ニ於津被 召出、直ニ相詰、  
翌年江戸御発駕迄毎日相務、 御召之御小袖拝領仕候

一延宝三卯年江戸詰被 仰付相勤、翌年罷登式部組ニ被 仰付候  
一天和元酉年水口附番安並久左衛門・私兩人被 仰付相勤、罷帰白  
銀拝領仕候

一同二亥年四月の五人扶持拝領仕、同月ニ江戸江罷下、大小姓役被

銀拝領仕候

仰付候、同年暮の黄金壹枚宛拝領仕候

一同二戌年九月ニ御作事役被 仰付候

一寛文元丑年御国ニ御残置被成候大小姓之判形改ニ、親渡辺高之  
助・私兩人ニ被 仰付候、同三卯年ニ右同前之役義私ニ被 仰付  
相勤申候

一元禄三午年六月ニ津江御召被成、御加増五拾石拝領仕、都合式  
百五拾石ニ被成下候、段々御取立被成、重々御厚恩難在奉存候  
一同四未年二月ニ世倅權六被 召出、同年の御合力米六拾俵拝領仕

一同四辰年津ニ而小納戸役被 仰付、六年之内相勤申候、同年十月  
の御合力米五拾俵拝領仕候

一私当年五十七歳ニ罷成申候

一同六午年御帰城被為成候節、江戸附之御道具共支配被 仰付相務、

以上

同年十月ニ替り罷登申候

野崎茂左衛門

一同七未年九月ニ御加増拝領仕、御切米三拾石ニ被 仰付候、十二

元禄五壬申年十月十九日

□（花押）



藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覺 岸 作左衛門

一親作左衛門義、六拾七年前寛永三寅年

高山様江安藤源太夫・一代目佐久間九郎右衛門取次ニ而於大坂被

召出、御知行百石拝領仕、直大坂御屋敷ニ罷在候、豫州御材木并

大坂御普請之殘御用石等之御用共段々相勤申候

一少將様御代寛永十二亥年江戸 二之御丸御普請相勤申候

一大坂御屋鋪御留守居役同年之暮被

仰付候、翌拾三子年御鉄炮拾人御預ケ被遊候、其後五人被 召

上、其替りニ御屋敷之内地子代銀拝領仕候

一同十四丑年嶋原一揆刻、被 仰付候注進無滞能相勤候旨 御意御

座候

一同十六卯年江戸 御本丸御普請相勤申候ニ付、御召之御小袖・白

銀拝領仕候、御普請勤申内者大坂御屋鋪之御留守外之者被 仰付

罷帰、右之通御留守居役相勤申候

一同十九午年大坂御普請之殘御用石・角脇升形石・狭間石・平石・

栗石改ニ、二代目渡辺高之助・一代目吉武次郎右衛門・親作左衛

門三人申合、改申様ニ与被 仰付相勤申候

一先年長崎表江黒船式艘渡海仕候様子聞届可申上旨被 仰付、則大

坂町奉行所ニ而承届言上仕候

一慶安二丑年正月ニ親作左衛門津江被 召寄

少將様御自筆御書頂戴仕、御懇之 御意ニ而五拾石御加増拝領仕、

同月頓死仕候

一同年三月

殿様・佐渡様江於津私并弟七右衛門被 召出、親為跡目御切米三

拾石六人扶持私拝領仕、弟七右衛門ニ貳拾石ニ五人扶持被為下、

私義御大小姓役被 仰付候

一万治元戌年二月ニ御加増五石拝領仕候

一寛文貳寅年七月

(安藤式部少輔重之室)

養徳院様御煩被為遊候ニ付、江戸江早御使被 仰付罷下候

一同三卯年御台所支配被 仰付、五石御加増拝領仕、新知百石被成

下候、役義相務申内ニ

御前江茂被 召出、御懇之 御意ニ而白銀五枚拝領仕候

一同七未年御加増貳拾石拝領仕候

一同九酉年十月御家督之砌、百三拾石御加増拝領仕、貳百五拾石ニ被成下候

一同拾戌年日光江茂御供仕相勤申候

一同拾壹年迄江戸詰仕候処、眼病煩出御上せ被遊候、同十二年ニ数

馬組ニ被 仰付、組之肝煎役相勤申候

一貞享三寅年四月江戸御留守番被

仰付、取次役之内ニ被 召加相勤申候

一同年八月ニ

佐渡様被 仰付、大宝院江御朱印持参仕差上ケ、御老中様江之御

礼使被 仰付

御奉書請取津江差上、直ニ江戸御番相勉申候

一同四年卯四月廿五日

長生院様御尊骸御供仕、御宿割相勤申候、罷上り申刻、御羽織拝

領仕候

一元禄元辰年六月御国使役之内ニ被 召加候

一同二巳二月大坂江之御附番被 仰付相勉申候ニ付、白銀貳枚拝領仕候

一同三年午六月伊賀御作事役ニ被 仰付、津ノ引越申刻、黄金壹枚拝領仕候

一同五年申八月五拾石御加増被為下、都合三百石拝領仕、段々御取

立重々難在次第ニ奉存候

一私当年六十歳ニ罷成申候

以上

岸 作左衛門

元禄五壬申年十月十九日

勝□（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覺

浅木六太夫

拝領仕候

一曾祖父喜多村間齋義、長曾我部殿ニ罷有候内方

一寛文九四年新知百五拾石拝領仕、御国附藤堂玄蕃組ニ被 仰付、

高山様御存知被遊候由ニ而御尋被成、九拾一年以前慶長七寅年父

子年方組之肝煎仕、酉年迄拾年相勤申候

子三人伊豫ニ而被 召出候、誰之肝煎与申事茂無御座候由、間齋ニ

一天和二戌年御武具藏奉行被 仰付相勉申候

御扶持方式拾人扶持、嫡子三郎右衛門ニ御知行式百石、祖父勘助ニ

一私当年六十一歳罷成申候

百五拾石被下候、間齋者伊豫ニ而病死仕候

以上

一祖父勘助義、大坂両御陣桑名弥次兵衛組ニ而相勤申候、其陣五月

浅木六太夫

六日於矢尾表弥次兵衛与一所二歳三十三ニ而討死仕候、跡目百五

元禄五壬申年十月十九日

□□(花押)

拾石無相違翌年元和二辰年親兵太夫ニ被 仰付候

藤堂采女殿

一親兵太夫義、寛永十六年江戸 御本丸之御普請相勤、其後病氣ニ

藤堂監物殿

罷成、三年以前元禄三午年八拾三ニ而相果申候、跡目無相違私ニ

藤堂造酒丞殿

被 仰付、并御加増五十石、都合式百石拝領仕難有奉存候

梶原民部殿

一私義、三拾八年以前明暦元未年

殿様江八十人奉公ニ被 召出、御切米拾四石二四人扶持拝領仕、

覺

平松 喜蔵

翌申年大小姓役被 仰付、同四戌年

一祖父喜蔵儀、九拾七年以前慶長元申年於豫州渡邊内膳肝煎を以

殿様初而御入国之御供仕罷登、同暮二六石之御加増被 仰付、都

高山様江被 召出、御知行百石拝領仕由ニ御座候

合式拾石被成下、翌年五月朔日方壺人扶持御加増、都合五人扶持

一関ヶ原御陣之刻、豫州御留守ニ力石次兵衛被為置、祖父喜蔵茂次

兵衛組付故御留守罷在候処、三瀬六兵衛与申者一揆を起申候ニ付、次兵衛与一所ニしつめニ参相働候段達

御聞、御帰陣被為成、五拾石御加増拝領仕、都合百五拾石ニ被成下候

一八拾壹年以前慶長十七子年伊賀御殿主御普請相勤罷有、御破損之

砌あやまち仕相果申候、同年跡目無相違百五拾石親喜蔵拝領仕候

一親喜蔵儀、大坂両御陣十四十五之年相勉申候、其後江戸 二之御

丸御普請、日光御普請ニ茂罷越相勉申候、三拾九年以前承応三年

年病死仕、跡目無相違私拝領仕難有奉存候

一私儀、四拾九年以前正保元申年被 召出、八拾人並之御奉公十一

年相勉申候、其内日光御普請ニ茂罷越、石之御役義色々相勤申候、

三十九年以前藤堂内匠組ニ被 仰付、直ニ藤堂多左衛門・主殿組ニ而、

則肝煎役内匠時分主殿迄式十五年相勉申候、十一年以前戊之年

乃御武具奉行被 仰付相勉申候、私当年六十九歳ニ罷成申候

以上

平 松 喜 蔵

元禄五壬申年十月十九日

正忠（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

杉井長左衛門

一祖父甚左衛門義、百八年以前天正十三酉年粉川ニ而服部太夫肝煎を以

高山様江御步行ニ被 召出、御切米拾三石被下相勤申候、其以後

病氣付永々行歩難叶、六拾八年以前寛永二丑年相果申候

一親甚左衛門義、右同年祖父跡目無相違被下、五拾壹年御奉公申上

候、其内津 御城番役被 仰付相勤申候、十八年以前延宝三卯年

相果申候、跡目親奉願候通末子孫右衛門ニ被為下候

一私義、四拾壹年以前承応元辰年拾一歳之時

殿様江子小姓ニ被 召出、毎年衣服金拝領仕候、七年目万治元戊

年元服仕、御切米式拾五石拝領仕、小納戸役被 仰付、二拾年相

勤申候

一寛文二寅年五石御加増拝領仕候

一同九酉年新知貳百石拝領仕候

一延宝五巳年大納戸役被為 仰付、九年相務申候

一天和元酉年八月廿一日<sup>〆</sup>段々

將軍宣下御振舞有之候節、御膳部之肝煎多賀与右衛門・小野庄兵

衛・私三人江被為 仰付候御振舞相濟候以後、私義者服部織部取

次を以常々勤茂 御見届被遊候由、重々難有 御意之上、為御褒

美御召之御帷子二拝領仕候

一貞享二丑年大<sup>メ</sup>役被 仰付四年相勤申候

一元禄元辰年四月十三日梶原民部取次を以、私義御奉公精二入相勤

申候段 御見届被遊候由、難有 御意被成下、御内証二而大分御

褒美拝領仕候

一同年正月<sup>〆</sup>江戸染井御屋鋪二

若殿様御新宅出来仕候刻、御作事之惣<sup>メ</sup>私二被 仰付、御普請之

内御上屋敷<sup>〆</sup>通ヒ何茂御作事之役人中江申談相勤申候、御普請大

形出来仕、七月廿六日替り候而、伊勢江罷登申候刻、

若殿様<sup>〆</sup>難在 御意二而骨折申候、為御褒美御召之御帷子拝領仕

候

一同年八月初二上着仕候刻、津二而御書付を以被 仰渡候者、長左

衛門義是迄段々役儀能相勤申候二付、五拾石御加増、都合貳百五

拾石二被成下、伊賀郡奉行役被為 仰付候間、弥念を入相勤候得与

難有被 仰渡二而、早速伊勢<sup>〆</sup>引越、当年迄五年相勉申候

一同三年津江御召被遊、御老中烈座二而被 仰渡候者、長左衛門

義御近習<sup>〆</sup>伊賀郡奉行役被 仰付候処、間茂無<sup>〆</sup>内務之仕形能精二

入申候旨具二達 御聞候由、難有 御意之上、為御褒美 御召之

御小袖拝領仕候

一当申年高野山御仕置事二高木伊勢<sup>(守勝)</sup>守様御登り被成候、其時分私義

御用被 仰付、御鉄炮之者拾人当分御預被遊、七月廿一日<sup>〆</sup>等置江

罷越御用相勤、八月三日二罷帰申候、其以後

殿様伊賀江御入被遊候刻、右勤之儀二付難有御内意被成下候、

段々結構二御取立被遊被下難有仕合奉存候、私当年五拾壹歳罷成

申候

以上

杉井長左衛門

元禄五壬申年十月十九日

□（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

友田角左衛門

一曾祖父継林 御家江被為 召出候年数、祖父左近右衛門大坂御陣

相勤候様子者、同名山三郎方<sup>ノ</sup>委細書上申通御座候

一親次郎右衛門義、五拾三年以前寛永十七辰年

少將様江被為 召出、御知行百五拾石拝領仕候、拾六年前延宝

五巳年病死仕候

一私儀、式拾壹年前子年養子二被為 仰付候、拾六年前巳之年

親跡目百石私拝領仕候

一四年前巳之年<sup>ノ</sup>免奉行役被為 仰付候

一当申年八月郡奉行役被 仰付、御加増五拾石拝領仕、都合百五拾

石二被成下候、私当年二拾式歳二罷成申候

以上

友田角左衛門

元禄五壬申年十月十九日

継（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

山内五郎太夫

一私義、式拾八年前寛文五巳年、橋本四郎左衛門肝煎を以江戸二而

殿様御步行二被 召出、惣並之御扶持・切米被下候、同拾式子年

小頭役被 仰付、七年相勤申候

一延宝六年年御供目付役被 仰付、御加増五石拝領仕、式拾石二四

人扶持二被成下候

一貞享元子年冬大和郷代官役被 仰付忝人扶持御増被下、城和目付

役も相兼被 仰付候



一元祿元辰年秋城和七郡砂留役被 仰付、新知百石拝領仕候

一同五申年七月城和郡奉行役被

仰付、其上御加増五拾石拝領仕、都合百五拾石ニ被成下候、段々

御取立結構成御役義被為 仰付難有冥加至極ニ奉存候、私当年五

拾歳ニ罷成申候

以上

山内五郎太夫

元祿五壬申年十月十九日

可有(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

大塚新八

一祖父吉兵衛儀、七拾六年以前元和三巳年祖父石田清兵衛取次を以

伊州ニ而

高山様江被 召出、御切米拾三石三三人扶持拝領仕、伊賀御屋敷

御番相勤申候、二三年仕、津御堀目付役被為 仰付津江罷越、三

年相勤申候由、御願申上候得者御赦免被為遊、又伊州江罷帰、右

御番相勤申候、其御時代ニ者江戸御屋敷御門之上番御屋鋪御番之

内〆年々順番ニ罷下り相務申候由、就夫祖父吉兵衛儀茂度々罷下

り相勤申候、年罷寄勤難成御座候ニ付、御願申上候処、被為 聞

召届四拾九年以前親吉左衛門ニ代番被為 仰付、江戸江罷下り相

勤申候、祖父吉兵衛儀三拾七年以前明暦二申年病死仕候

一親吉左衛門義、同年祖父跡目無相違被 仰付、御屋敷御番相勉申

候処、三拾六年以前酉年江戸御屋敷御用之松板伊賀石川山・長田

山ニ而挽せ候得与被為 仰付、則板二千間余挽せ差上、御勘定等

速ニ相立申候、翌戌年伊賀山奉行役被為 仰付、四年目ニ八石三

人扶持之手代壺人、并小人壺人御預ケ被為成、十六年相勤申候、

其後病氣付申候ニ付役義御赦免被為遊候、病氣本復仕候ハ、如何

様之御役ニ而茂可為 仰付之由被 仰渡ニ御座候得共、快気仕候

病症ニ而無御座候ニ付、式拾年以前丑ノ正月御屋鋪之御番私ニ代

番被為 仰付相勤申候処ニ、同年三月私儀

殿様御步行ニ被 召出候ニ付、親代番者弟弥次郎ニ被為 仰付相

勤申候、親吉左衛門義者拾九年以前延宝二寅年病死仕候、跡目無

相違弥次郎二被為下候

大塚新八

元禄五壬申年十月十九日

(花押)

一私義、式拾年以前延宝元丑年三月二御歩行二被 召出、惣並之御

藤堂采女殿

扶持切米拝領仕、拾五年以前午年七月二御歩行之小頭役被為 仰

藤堂監物殿

付候、拾壹年以前戌年七月二御供目付役被為 仰付候、同年九月

藤堂造酒丞殿

伊賀御米蔵封付役被 仰付、御扶持方一人扶持御増被下候、九

梶原民部殿

年以前子年九月二拾壹俵之御加増拝領仕候、同年十月二城和砂留

添役人二被為 仰付候、七年以前寅年九月二伊賀小弘役右砂留役

覚

奥村次郎左衛門

之加役儀二被為 仰付候、五年以前辰年九月二拾俵之御加増拝領

一親次郎左衛門義、四拾五年以前慶安元子年

仕、砂留役山内五郎太夫・私兩人二被為 仰付候、三年以前午年

少将様御上国被為成候刻、長野二而田中源兵衛取次を以御訴訟申

九月二新知百石二被成下、当年七月六日二五拾石之御加増、都合

上候処、津江被為 召、米村弥五兵衛・米村安左衛門・米村理右

百五拾石被成下、城和郡奉行役并砂留役相兼被為 仰付候、同七

衛門・那須市太夫・中尾吉左衛門右之者共御檢使被 仰付、百目

月十二日二賀茂・笠置舟手之支配茂被為 仰付候、代々御扶持拝

之鉄炮打申候処二、玉附御吟味之上二而被 召出、御知行式百五

領仕、殊更私段々御取立重々難在冥加恐敷奉存候

拾石拝領仕、鉄炮役被 仰付候

一私当年四拾式歳罷成申候

一三拾五年以前戌之年代官役被為 仰付両年相勤申候、其後御理申

以上

上御赦免被為成候、二拾四年以前酉年病死仕候

一私義、二十七年以前午年養子二被

仰付候、廿四年以前寛文九酉年親跡目無相違式百五拾石拝領仕、

鉄炮役被 仰付候

一拾七年以前辰之年私所持之馬

殿様御覽被遊其上二而被 召上、其後津江被為 召、御懇之 御意二而金子・御小袖拝領仕難在奉存候

一六年以前卯年江戸江加番被為 仰付罷下り相勤申候、在江戸之内

世倅右衛門五郎

御前江被為 召出、鉄炮つため被 仰付相勤申候処、御懇之 御意二而右衛門五郎二御時服被下候

一五年以前辰年九月役義精二入相勤申候与 御意二而御小袖拝領仕候

一三年以前午年九月御懇之 御意二而御加増五拾石拝領仕、都合三百石二被成下候、同月御馬御覽被遊候刻、組頭衆一座二而私儀も拝見被 仰付、重々難有冥加至極奉存候、私当年四拾四歳二罷成申候

以上

奥村次郎左衛門

元禄五壬申年十月十九日

重(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

米村加平次

一先祖 御家江被 召出候年数、又者務之様子者、同姓弥五兵衛方  
ゝ委細書上申通二御座候

一親増右衛門義、四拾四年以前慶安二丑年祖父弥五兵衛跡目分知式

百石拝領仕、同年江戸詰被 仰付、罷下大小姓役相勤申候

一寛文八申年七月五拾石御加増拝領仕、都合式百五拾石二被成下候

一延宝二寅年七月二奏者役被 仰付、染井二而相務申候内、鉄炮之

御用共被 仰付候而

少将様御書度々頂戴仕候

少将様御逝去被遊候後、壹年御上屋敷二而相勤申候

一延宝六年伊賀附ニ被 仰付罷登申候、同年九月ニ鉄炮役儀被  
仰付候

一貞享二丑年江戸詰被 仰付、罷下り奏者役相勤申候

一四年以前元禄二巳年親相果申候、跡目貳百五拾石無相違私拝領仕  
難有奉存候

一私義、同三年九月ニ鉄炮役儀被

仰付候

一私当年二拾六歳ニ罷成申候

以上

米村加平次

元禄五壬申年十月十九日

一安（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

速水利左衛門

一親理右衛門 御家江被 召出候年数勤之様子者、同姓理右衛門方  
ゝ委細書上ケ申通御座候

一私義、三拾三年以前万治三子年筒矢打申様ニ与被為 仰付

殿様御覽被遊候上被為 召出、御扶持方五人扶持拝領仕候、其以  
後奥村先次郎左衛門弟子ニ被為 仰付、稽古仕候ニ付、御扶持方  
御加増拾人扶持ニ被成下、江戸詰被為 仰付、御部屋住之内江  
戸御供相勉申候、在江戸之年者金子拾両宛拝領仕候、 御家督之  
砌御切米廿石五人扶持ニ被成下、拾年之間江戸詰相勤、拾五年以  
前午ノ年御免被成 御国ニ罷在候

一拾四年以前延宝七未年親相果候、跡目無相違兄利右衛門ニ被為

仰付、兄利右衛門ニ被下置候御知行百石私拝領仕候、私当年

五十四歳ニ罷成申候

以上

速水利左衛門

元禄五壬申年十月十九日

正□（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覺

村瀬彦左衛門

一祖父市兵衛義、於紀州粉河

高山様江被 召出、御知行三百石拝領仕候、誰之御肝煎何之年罷  
出候茂承伝不申候、其後豫州ニ而兄弟共之儀ニ付、御家ヲ立退  
京都ニ罷有候由

高山様勢州江御国替被遊、御尋ニ付、八拾四年以前慶長十四酉年  
津江罷越 御目見仕候処、御懇之 御意ニ而可被 召帰旨、三代  
前藤堂采女を以被 仰渡、直御奉公相勤申候、其砌新知式百石拝  
領仕、御鉄炮之者五人御預ケ被成、津御武具藏・御金藏支配被

仰付候、大坂御陣(虫損・之力)□刻者津御留守御城御番仕候得与被 仰付、妻

子共ニ西之丸江引越申候、被 召帰三拾六年御奉公申上、正保二  
酉年病死仕候

一親弥右衛門義、六拾壹年以前寛永九申年

少将様方御扶持方五人扶持拝領仕罷在候、四拾八年以前酉年祖父

相果候刻、從

少将様御懇之 御意ニ而跡目無相違御役義共ニ親弥右衛門ニ被  
仰付候、三拾七年御奉公申上、延宝九酉年正月從

殿様御懇之 御意ニ而隱居被 仰付候、貞享三寅年正月病死仕候  
一私儀、三拾七年以前明暦二申年

少将様江被 召出、御切米貳拾五石六人扶持拝領仕、万治三子暮  
御加増拾石拝領仕、三拾五石ニ六人扶持被成下、寛文八申年迄拾  
三年御奉公申上候、同九年酉之年

殿様江被 召仕、同年之暮新知百三拾石拝領仕、御国附藤堂孫八  
郎組江被 仰付候、拾貳年以前延宝九酉年親家督并御役義共無相  
違被 仰付、十ヶ年相勤申候

一元禄元辰年正月戸波与三兵衛弟半弥、賀養子願之通被 仰付候  
一同三千年七月津御作事奉行被

仰付、御加増五拾石拝領仕候、同年十月ニ京都御屋敷御留守居役  
被 仰付、御加増五拾石拝領仕、都合三百石ニ被成下候、段々結  
構ニ被 仰付難有仕合ニ奉存候

一私当年五十一歳罷成申候

以上

村瀬彦左衛門

元禄五壬申年十月十九日

惟（花押）

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

七里勘十郎

一曾祖父鎌倉兵衛儀

高山様江州ニ被為成御座候時分御存知之者ニ而、紀州粉川江被

為 召、可被召仕之旨 御意被成候処、年罷寄申候間、世倅共被

召出被下候ハ、難有可奉存旨奉願候得者、惣領勘右衛門ニ御知

行三百石、次男勘十郎ニ同百石被下候、鎌倉兵衛儀者於豫州森高

官兵衛同役 御城番頭被 仰付、其後病死仕候由承伝申候、右之

者共被 召出候年数肝煎ハ知れ不申候

一勘右衛門儀、後之高麗御陣御供仕候由、関ヶ原御陣江茂御供仕、

九月十五日之朝藤堂玄蕃・渡辺市左衛門同所ニ而討死仕候、御帰

陣以後勘右衛門世倅幼少ニ御座候ニ付、三百石之御知行祖父勘十

郎ニ被 仰付、勘十郎ニ被下置候百石之御知行、勘右衛門世倅ニ

被下、伊州江御国替之時分藤堂出雲組ニ被 仰付、名張ニ而相果

申候

一祖父勘十郎儀、後之高麗御陣兄勘右衛門一所ニ御供仕候由、関ヶ

原御陣之刻者大坂御屋敷之御番ニ、從豫州馬廻り十人か十五人罷

登り居申候、勘十郎儀右人数之内ニ而御座候処、御屋鋪江敵方

番を付人之出入無御座候、然処百々六郎右衛門御屋敷之様子言上

仕度由申ニ付、勘十郎可罷越由申候而言上を請取、御屋敷を忍出

申候、其時分

高山様者濃州赤坂ニ御在陣被遊候、大垣之城ニ者備前中納言殿・

小西撰津守殿・石田治部少輔殿・長曾我部殿・嶋津殿、横目之

衆ニ者寛和泉守殿・熊谷内蔵丞殿・福原右馬之助殿右之衆在城、

南宮山ニ者安藝中納言殿・吉川待從殿在城、関ヶ原松尾山ニ者

筑前中納言殿・小川土佐守殿道筋ニ芝手を築柵を振、上方江之道筋ニ木

戸ヲ仕、脇坂中務殿持口ニ而御座候上之山伊吹より続候尾崎ニ者、



大谷形部殿<sup>(吉繼)</sup>在陣、何茂上方江之通路取塞被申候処、勘十郎伊吹山

を忍越赤坂之御陣所江參候得者

高山様殊外御感被遊二三日逗留仕、御書を請取大坂江罷歸申

候、其後大坂兩年之御陣相勉申候、冬御陣二者藤堂作兵衛組二而

罷立申候、夏御陣之刻者藤堂新七郎組二被 仰付、五月六日之朝

新七郎一所二西郡村二而討死仕候、御歸陣被遊跡目無相違三百石

親勘十郎二被下、藤堂出雲組二被 仰付、其後藤堂采女組二被

仰付候

一親勘十郎儀、元和六申年大坂御城御普請相勉申候、寛永十六卯年

江戸

御本丸之御普請茂相勤申候、四拾壹年以前承応元辰年病死仕候

一兄勘十郎儀、親存生之内者弥兵衛与申候而

少将様江八十人組二被 召出、御奉公相勉申候、四拾壹年以前辰

年親相果申候二付言上御座候得者、即時跡目無相違三百石拝領

仕、大小姓役被 仰付候、其後式拾五年以前申年五拾石之御加

増二而都合三百五拾石二被成下、津御作事奉行役被 仰付相勉申

候、式拾壹年以前寛文十二子年病死仕候

一私儀、三拾五年以前万治元戌年極月十九日御步行二被 召出、服

部儀兵衛組二被 仰付、同三子年極月組外二被 仰付、翌年御目

付役被 仰付候、式拾七年以前午年御留守番相勤罷有候内

御前様熱海江御入湯被遊候御供被 仰付、首尾能相勉申候与 御

意二而御小袖一拝領仕候、其後廿四年以前酉年六月為御褒美白銀

式枚拝領仕候、是者前年より老人二而相勤申候二付被下候、翌戌年

七月二御祐筆役被 仰付候、是迄二御切米度々御加増被下、式拾

八石二四人扶持拝領仕候、式十壹年以前子年兄勘十郎相果申候二

付、為名跡御知行二百石私拝領仕、辰之年迄江戸詰相勉申候、同

年霜月

殿様江戸江急二御下被遊候節、勢州二殘罷在不勝手二御座候二付而

御国附奉願候得者、翌巳年藤堂数馬組二被 仰付候、十二年以前

酉正月廿七日二大坂御屋敷御留守居役被

仰付罷越相勉申候、御部屋住之時分惣並之御時服・白銀等者每

度拝領仕候

一私当年五十二歳二罷成申候

以上

七里勘十郎

元祿五壬申年十月十九日

政□(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

森嶋玄長

一祖父玄長儀、七拾四年以前元和五未年脇坂淡路守殿御肝煎(安元)二而

高山様江被 召出、其節御知行式百五拾石被為下、其後御加増拝

領仕候由御座候

少将様方六百石二被 仰付、常御薬指上申候、四拾四年以前慶安

二丑年龍口御屋鋪二而病死仕候、病中段々御懇難有 御意共二御

座候

一親玄長義、祖父存生之内玄説与申候

少将様江被 召出、別格二御知行百五拾石被下、父子江戸詰相勤

罷在候、祖父相果候時分跡目五百石被 仰付、其後御加増五拾石

拝領仕、都合五百五拾石被成下、祖父不相替御薬指上申候、江戸

詰相勤罷在、十七年以前延宝四辰年

少将様御逝去以後極月四日染井御屋敷二而病死仕候

一私義、親存生之内玄説与申候、若年之時分

少将様方御懇之 御意二而御扶持方拾人扶持被為下、療治仕覚候

様二与被 仰付、染井御屋鋪并近辺之在々町方江戸迄療治相属候、

親果候砌忌中不過内、翌年之春從

殿様難有 御意共二而親拝領仕候御知行無相違私二被為下、御国

附二者不被 仰付候、先勢州江參罷在候様二与 御意二而罷上り

候、段々難在仕合冥加至極奉存候

一延宝七未年江戸御參勤之刻、道中御供被 仰付、御召之御小袖頂

戴仕罷上申候

一天和元酉年松山徳菴病死仕候砌、替之医者被 仰付候内、相勤候

様二与 御意二而

長生院様江御附被為置候、暫染井御屋敷二罷在、則御薬指上申

候、宮田良菴被 仰付候而、私義津御内証方之病用茂相勤候様二与

被 仰付、御召之御小袖頂戴仕罷登申候

一元禄二巳年御懇之 御意共二而次男浅进義、御小姓二被 召出候

一同四未年四月伊賀病用相勤候様二与被 仰付罷越候、当年六月帰

津可仕旨被 仰出罷帰候処二、病用無油断相勤難病共取立候趣達

御聞候旨二而、為御褒美黄金壹枚 御召之御帷子一重被為下、

則伊賀附被 仰付、当年七月下旬伊州江罷越候、右之段々御懇之

御儀共重々難有仕合二奉存候

一私当年五拾歳二罷成申候

以上

森嶋 玄長

元禄五壬申年十月十九日

友和(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

覚

鷹取以朔

一親春朔儀、平野不斎以肝煎四拾九年以前正保元申年六月十九日、

於江戸

少将様江被 召出、御知行式百石拝領仕、江戸詰被 仰付相勤申

候

一明暦二申年六月十六日御懇之 御意二而御加増五拾石拝領仕、式

百五拾石二被成下候

一天和二戌年四月二十五日從

殿様御懇之 御意二而御加増五拾石拝領仕、都合三百石二被成下

候、四拾貳年御奉公申上、八年以前貞享二丑年極月廿七日二病死

仕候、跡目翌年寅二月二日二三百石之内貳百五拾石私拝領仕、分

知五拾石弟平野又六二被 仰付候

一私儀、二十五年以前寛文八申年九月十五日二

少将様方御懇之 御意二而御扶持方拾人扶持拝領仕候、親跡目被

仰付候時分、右之御扶持方者指上申候

一貞享四卯年七月三日伊賀附二被 仰付、江戸方引越罷登申候

一元禄五申年江戸御留<sup>(虫損・守力)</sup>番被 仰付罷下り相勤申候

一私当年四十二歳二罷成申候

以上

鷹取以朔

元禄五壬申年十月十九日

吉尹(花押)

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

一元禄元辰年新知百石拝領仕、伊賀郷目付役・郷代官役相兼被

仰付、勢州<sup>方</sup>引越相勤申候、三年以前午之年<sup>方</sup>毛見役儀茂被 仰

付、是迄毎年相勤申候、段々御取立被遊被下難有仕合ニ奉存候

一私当年四十六歳ニ罷成申候

以上

杉井孫右衛門

元禄五壬申年十月十九日

吉富(花押)

覚

杉井孫右衛門

一先祖 御家江被 召出候年数勤之様子者、同性長左衛門<sup>(姓)</sup>方<sup>方</sup>委細

書上申通ニ御座候

一親甚左衛門儀、十八年以前延宝三卯年病死仕候、跡目親奉願候通

翌辰年無相違私ニ被下、津 御城番被 仰付候

一私儀、延宝七未年御勘定役被 仰付、申ノ年迄式年相勉申候

一同八申年御加増七石拝領仕、伊勢郷代官役被 仰付、戌之年迄三

年相勉申候

一天和二戌年伊勢御藏封付役被

仰付、辰之年迄七年相勤申候

右組外由緒相改、如斯御座候、以上

梶原民部殿

藤堂造酒丞殿

藤堂監物殿

藤堂采女殿

元禄五壬申年十月十九日

元春(花押)

藤堂采女

藤堂監物殿

藤堂造酒丞殿

梶原民部殿

梶田家文書

明曆三年（延宝五年）藤堂藩触留  
延宝五年藤堂藩触留

1 明暦三年（延宝五年）藤堂藩触留

忝人充差添廉直ニ念入免置候得と、堅可申付事

一 梶田久左衛門かハリニ石田小右衛門申付候、只今迄之城之番所かね奉行ともに石田小右衛門・村瀬弥右衛門為兩人相勤申候へと可申渡事

一 伊賀之国ハ近年定免ニ而当年ハ見立ニ申付候間、検見ニ一入念入可申事肝要ニ候、藤左衛門・少之助も当年一年ハ検見ニ出、念入申付候へと可申渡事

一 伊賀・伊勢・大和・山城ともに奉行共・代官共在々打廻り検見いたし、罷帰候而奉行所へ寄合、吟味之上ニ而於奉行所免帳つゝり百姓中へ從奉行所可申渡候事

一 伊賀・伊勢・大和・山城田畠混乱之在々連々地押可申付候、先年内よりもくろミ、来正月三ヶ日過候ハ、取懸り、正月二月二ヶ月ニ二三ヶ村充念入廉直ニ地押申付可然候間、得其意もくろミ置申候事

右何茂其々ニ可申渡候也

大学

明暦三年六月廿三日 御判

藤堂仁右衛門殿

藤堂可休殿

藤堂采女殿

覚

一 今度伊賀・伊勢・大和・山城在々夫銀□天銀鷄之尾大庄屋給繩其外品々御免許被成、奉行・代官・下代へ之礼式一向停止ニ被仰付、從

殿様奉行料・代官料・大庄屋給如是品々御下行被為成候不及申候得共、検見之時分各其心得可有之事

一 給知方之在々ハ御種米・御借米之利足納申候時、一所三元高百石ニ四分充代官所へ納可被申候、平高百石ニ三分と元高百石ニ四分と米之都合ハ同前ニ候得共、元高四分ニかゝり候得者ろくゝニ当り申候、勿論此米ハ高利を倍し百姓取倒し申候者ハ 公儀を輕しめ国民の魔害たり、盜賊より甚しき大罪者ニ候へ共、下々ハ貪欲にふけり、其利を不弁事も可有之候間、一旦ハ其罪科を免し候、



吟味之上依其品可申付候、若令難渋者候ハ、急度曲事可申付事

右之通郷中江可申渡候也

延宝五巳年卯月六日 御判

西嶋八兵衛殿

小川五郎兵衛殿

三浦新左衛門殿

中小路五郎右衛門殿

加納藤左衛門殿

御判物ニ添郷中へ評定之者共之書付

覚

一近年不作ニ付郷中困窮之様子御不便ニ被 思召、三ヶ条之 御書  
付被成下、小百姓已下迄相続仕御国豊ニ成申候様ニと 御憐愍之  
御内意ニ候間難有奉存、御領下堅御条目を相守、小百姓以下迄志  
をはけまし耕作精ニ入可申候事

一大庄屋在々之庄屋志を合、其組下之小百姓成立申候様ニ常々心入  
専一二候、村々能成あしく成申候ハ、庄屋之心入ろく成とよこし

ま成とニ而候、百姓之助ニ成よく仕候庄屋ニハ、吟味之上ニ而御

褒美可被下候、上田を己か方ニ買取質ニ取連々百姓を倒し申候志

かたの庄屋ハ、吟味之上ニ而追放、其田畠村中之割符に可申付候

間、左様之庄屋於有之ハ、百姓迄郷代官迄ことハリ可申事

一郷中神事・法事・よめいり衣類・食物、其外万端百姓ニ似合さる

過分ニ奢もの於有之ハ、急度可申上之旨隠し目付被 仰付候間、

可得其意事

一先年も如被 仰出候郷中頼母子弥堅令停止候、若相背申候輩於有

之者、屹度<sup>(曲)</sup>曰事可被 仰付候事

一自今以後 公用ニ奉行所へ上り申候時ハ、大庄屋・小庄屋・小百

姓已下迄、但代官ハ外預りの在々の免置申候事、可為無用事

一普請奉行・馬廻り之侍以上六人ツ、奉行ニハそうさ銀二枚充遣

し候、ふち方ハ前々方の定のことく遣し可申事

一右之通奉行・代官に合力米遣候上ハ、五節句の礼式ハ不及申、

在々一紙半銭かりそめの物成共取申候ハ、急度曲事ニ可申付

候事

一奉行・代官在々木綿わたうるし紙せんしちや菜大根の類、其外

少の物ニ而も百姓とあいたいにてかい申候共、可為曲事事

一奉行・代官在々々金銀米借シ申事ハかたく可為停止候、在々々かり申事ハ不及申候、其時之下代在々々へ金銀米かし候共借申候とも其身ハ不及申、其主人も急度曲事ニ可申付事

一奉行・代官・免奉行の下代在々々一紙半錢ハ不及申、やさいかう類はへとちやう以下ニ而も取申事もかい申事もかたく可為停止候、或ハ取或ハかい申候下代・下人ニ而も其身ハ不及申、其主人急度曲事ニ可申付候事

一奉行・代官并下代・下人方へ在々々進物持来候ハ、其ものをてうちやくいたし可申候、かくし申候而取申事ハ不及申、進物ハたとへ返し申候共、其持来候百姓へことばの礼なり共申候ハ、可為曲事事

一奉行・代官并下代共、其子共めろうなど、かこつけ在々々物を取物をかい申事、又ハかしかり猶以可為曲事事

一代官在々廻り申候時、人馬可為村送候、但兎人・馬壹疋・人足三人充たるへく候、何方ニ而も一宿之時ハ薪・やさい一宿の入用ほと有様之直段ニ買可申候、免奉行右同前之事

一物にかゝり申候もの、下人在々へつかひニ遣申候時、草臥馬ニ乗申候ハ、定りのことくたちん出シのり可申候、或ハたちんなし、或ハ定り安く仕乗申候ハ、其身ハ不及申、其主人迄曲事ニ可申付候事

大学

明暦三年二月廿九日

藤堂仁右衛門殿

藤堂可休殿

藤堂采女殿

藤堂監物殿

藤堂兵左衛門殿

一御領分在々守護夫銀食<sup>(ママ)</sup>犬銀繩庭鳥之尾大庄屋給如此品々何茂御免許被成候間、百姓共万事をなけうちかうさく一へんにちからをつくし情ニ入可申候、田畠作りあらし申候者於有之ハ、曲事ニ可申付事

一田畠之事 殿様ハ当分之御国主、於田畠者

公儀之田畠ニ候、然所ニ 公儀をかりしめ水帳をかすめ隠し田畠  
令混乱之儀曲事成儀ニ被 思召候間、水帳無之在々ハ其品ニより  
連々地押可被 仰付候事

一御年貢米皆済無之以前ニ、私之借物を済し、又ハ家之修理私用ニ  
遣候者於有之ハ、急度曲事ニ可申付候、先万事を差止御年貢大事ニ  
かけ、皆済之後ハ借物等も済シ、万事のつくのひいたし可申事

一在々庄屋共吟味いたし百姓の上中下取合五人組ニ申付、其五人組  
之帳代官所へ差上可申候、五人組之中御年貢米滞り申者於有之ハ、  
其組としてわきまへ出し可申候、其組之内或ハ私用ニつのり或ハ  
大酒にふけり耕作に不情成者於有之ハ、其組中ハ庄屋へ断吟味之  
上ニ而代官所へ届ケ、奉行所へ相達或ハ籠者或ハ可為追放事

一奉行・代官之礼式百姓共ハ仕候て、少ツ、之儀ニ而も造作かゝり  
可申と不便ニ被 思召候ニ付、從 殿様奉行料・代官料被遣候間、  
自今以後百姓之手前ハ奉行・代官へ者不及申、其下代・下人へも  
一紙半錢やさい柑類はへとちやう以下其外かりそめの進物もかた  
く可為停止候、相背者於有之ハ急度曲事ニ可申付候事

一奉行・代官并下代ニ在々金銀米錢かり申事も借シ申事も堅可為停

## 止事

一奉行・代官并下代ニ少之物も在々ニ而売申間敷候、伊勢之津・伊  
賀之上野などへ持出申候あきない物ハ不苦候間、有様之代物ニ而  
売可申事

一奉行・代官・免奉行并下代共在々廻り申候時、用所無之者つきま  
とひ馳走いたし候ハ、屹度可為停止事、いつかたニ而も一宿之  
時其一夜之入用程飯米・野菜・薪其外有様之直段ニ売可申候、有  
様ハ安く売申候共可為曲事

一御領下大庄屋給 殿様ハ被下候上ハ、百姓共仮初之物も遣候ハ、  
可為曲事

一在々小庄屋共有来申候庄屋給之外、かりそめ之音信も百姓より取  
申候ハ、可為曲事

一奉行・代官・下代・下人并大庄屋・在々小庄屋江、百姓共隠し候而  
進物遣シ申候を、ともの百姓見出し聞出し訴人いたし候ハ、進  
物仕候百姓之家財為褒美遣シ、其田畠も望次第作らせ可申事

一給知方之百姓、其給知くかりそめの進物も堅可為停止事

一庄屋・百姓としての用所無之ニ代官所へ参申間敷候、用所有之参

候共、其用済次第二早ク在所へ歸可申候、其逗留中之雜用以下算用をかすめ、小百姓共へ過分ニかけ、又ハさしての用事無之ニをのれか私用之為ニ日数を込ミ其割符を小百姓ニかけ申候ハ、屹度曲事ニ可申付候間、算用少ニ而もうろんなる時ハ、小百姓共代官所へ理り急度可遂吟味事

一鷹師・ゑさし其外も在々ニ而耕作を荒し、むさと我儘成狼藉いたし候者於有之ハ、其者跡をしたひ名ミやうし聞届可申事

一在々諸勸進堅停止之事

一在々庄屋・百姓・男女共ニ着類布木綿之たくひたるへき事

一在々振廻并音信之取やり堅停止候事、<sup>附</sup>祝儀事・仏事などの時も親類之外よひ申間敷事

一在々むこ入よめ取、まへかミおろし名をかはり申候祝儀・葬礼・

仏事如斯品々も、其相応<sup>ル</sup>成程からく可仕候、百姓ニ似合不申過分成事仕候者、急度曲事ニ可申付候事

一在々堤川除井手等少充之破損之分ハ、村限ニ修理可仕候、新井手<sup>(地力)</sup>新也以下其村々不相応大分之普請ハ、他郷<sup>ニ</sup>加越夫可申付候、越夫ハ飯米津升壹升ツ、可被下候事

一在々用水之算水筒橋杭等ハ国切ニ可為如先規事

右之条々、伊賀・伊勢・大和・山城御領分之在々かたく可相守候、相背者於有之ハ、或過錢・籠者、或ハ追放・死罪、其科之輕重ニより可被 仰付旨 御意候、此趣御領下在々庄屋・百姓ニ至迄承知候様ニ可被申渡者也

明暦三年三月廿八日

藤堂兵左衛門

藤堂 監物

藤堂 采女

藤堂 可休

藤堂仁右衛門

伊賀・伊勢・大和・山城

奉行中

代官中

覚

一伊賀・伊勢・大和・山城免奉行・普請奉行四人ニ栗田清左衛門・梶田久左衛門兩人之者差加、以上六人申付候、最前も申遣候こと

く代官共并奉行之下代於御下台所朝夕をたへ其入用差紙を取、  
村々之割符ニ可仕候、指紙之外地下之割符ニかけ候ハ、可為曲事  
一在々之庄屋其年々之御年貢米其外地下之惣入用之本帳かくし不  
申、百姓中へも写させ可申候間、帳之さん用心ニ落不申候時ハ、  
郷代官へことハリ可申候、地下之掛り物諸勧進万事無用之費他郷  
より過分ニかさミ百姓及迷惑候村ハ、吟味之上其庄屋・年寄曲事ニ  
可申付候事

右之条々、依 御意評定之趣ニ候、郷中之者とも得其意かたく  
相守可申候、若相背之輩於有之ハ、屹度曲事ニ可申付候、仍而  
連判如件

延宝五巳年四月十五日

佐久間孫三郎

野殿半三郎

三村弥右衛門

土田権右衛門

服部庄左衛門

柳田猪之助

山中兵助

伊賀・伊勢・大和・山城

御領下郷中

郷代官へ評定之者共之書付

覚

一三ヶ条之 御書付并各評定之覚書人々之手前ニ写置、向後郷中不  
依立毛之善悪ニ、百姓前へ出し給人のかまひ一向無之事ニ候間、  
各其心得可有之事

玉置甚三郎

三浦新左衛門

小川五郎兵衛

加納藤左衛門

中小路五郎右衛門

西嶋八兵衛

服部織部

藤堂采女

藤堂仁右衛門

明暦三年六月廿三日

藤堂兵左衛門

藤堂 監物

藤堂 采女

藤堂 可休

藤堂仁右衛門

吉武次郎右衛門殿

小森少右衛門殿

脇坂三郎右衛門殿

佐久間九郎右衛門殿

栗田清左衛門殿

梶田久左衛門殿

山中兵助殿

瀧野九左衛門殿

柳田猪之介殿

神田茂左衛門殿

雨森与助殿

佐脇喜左衛門殿

服部少左衛門殿

柘植弥二右衛門殿

土田権右衛門殿

喜多嶋源右衛門殿

三村弥右衛門殿

石崎九郎兵衛殿

山本惣右衛門殿

御判物

郷中江之三ヶ条 下書領下在々

一すくれて父母に孝行なる者、すくれて耕作情ニ入年貢皆済心ニ入者、郷中へ物をかし候者、高利をおもわす百姓のたすけに成申候者、新田・新林なともくろミよく仕立候者

如此之者於有之急度言上可仕候、褒美ハ可依其品事

一すくれて父母に不孝成者、耕作ニ不情ニ仕年貢令難済者、博奕・大酒につのり郷中之風俗あしく仕なす者、郷中へ物をかし候者、高利ニ倍々を加へ公儀之百姓を取倒し申候者

如此之輩於有之ハ、是又急度言上可仕候、罪科ハ可依其輕重事

一我等者当分之国主、於田畠ハ 公儀之物ニ候、然所ニ公田を私の借物之為に売之、或ハ質物ニ入申候儀曲事成事ニ候、然共貧窮之百姓ハ無抛子細も可有之候間、不及是非候、奉行・代官江之断もなく、私として買取質物ニ取、其上へ之支配可被申付候、いかやうにもして郷中之費をやめ、小百姓以下まで御仕置難有奉存、志をはけまし耕作精ニ入ならハし能成申候様、手下之郷中心ニ入被申候事專一之事

一大庄屋・在々之小庄屋の仕方常々心ニかけ、善悪之品見付可被申



候事

一郷中万端奢をやめ、博奕・大酒・頼母子堅停止ニ常々可被申付候事

一年々地下之物入用之本帳被遂吟味、他郷より過分ニかさミ百姓及迷惑候村々ハ、下用之費了簡之上ニ而止申候様ニ可被申付候事

一百姓無拗子細にて田地まで売質物ニ入申候事候ハ、各江断申候へと、郷中へ堅可被申付候、上田を売下田計を扣候てハ遅かれとかれ沽却人ニ成申積ニ候、自今以後ハ一かぶうりか上中下取合売申候歟可然と存候、不覚悟之百姓を猥にすくい申候分ニ而ハ、村負過分ニかゝり郷中惣衰ニなり可申候間、念入奉行所へも相達吟味之上ニ而追放も無之てハ成不申候事候間、其心得尤之事

右之通身に引かけ手下郷中成立申候様ニ常々精ニ入可被申候、かじけ申村々なり立申候もくろミなども候ハ、奉行所・郡奉行所相談之上にて可被申付候

右条々評定之上ニ而申渡候と、織部・甚三郎罷下可達 御聞候間、可被得其意候、以上

延宝五巳年卯月十五日

三浦新左衛門

小川五郎兵衛

服部 織部

藤堂 采女

藤堂仁右衛門

伊勢郷代官衆中

玉置甚三郎

加納藤左衛門

中小路五郎右衛門

服部 織部

藤堂 采女

藤堂仁右衛門

伊賀代官衆中

寛文八年国中へ被 仰出条々

一伊賀・伊勢之領内一兩年物成之相違ニ付、家中者・町人・百姓ニ至迄及難儀候由、委細聞届申候ニ付、内々此節仕置可申付と存候

玉置甚三郎

処、此度江戸大火事故諸事急度儉約可相守旨御法度式出殊 上意ニ  
も其趣重而被 仰出候、猶以儉約可相守仕置申付候もの也、然者  
家中之者振まい之儀輕キ様ニ申付候得共、いつとなく重く成行、  
初ハ二三菜ニて出候処、重而四五菜ニ成、又其上ニ肴かずく成  
候へハ、兎角輕様ニ守堅相見候条、向後ハ在江戸之もの并両国家  
中大身小身ともニ振廻可為停止候、掛合にて候共出シ申間敷候、  
手前奉行人用之事ニ而令参会候刻、一汁一菜ニ而料理を給可申候、  
重而致下知候迄ハいつ迄も可為停止候、惣而音信贈答何事ニ而も  
可為無用候、但シ親子兄弟之間格別ニ候、能々無油断相嗜可申候、  
音信も贈候ものより請候者可為比興候、若相背候もの吟味之上ニ而  
請候もの贈候もの急度可申付候、ケ様之事輕重有之候共掟を於背ハ  
同儀ニ候

一衣類之儀、只今迄ハ紗綾・縮緬・縐子・毛織之類、世上並ニ結構  
いたすニ而有間敷候へ共、或ハ供役ニ罷出、又客来之刻世上ニ違此  
方之もの計艱相可仕義如何と存、随分相勤用ヒ申事と相見候得共、  
奢とハ不存候、左候へハ只今迄ハ我等へ之勵奉公と存、此段令祝  
着候、此已後 御公儀如御法度可相守要用ニ候条、却而絹紬を着

候程、我等江之奉公と存候、家作普請等不及申結構仕間敷候、振  
廻参会杯停止ニ候得者、書院座敷取結、猶々無用右申付候、段々  
手前儉約可勤候、我等分之救ハ助ニ成候様ニ申付度所存候得共、  
如存近年勝手方存儘ニ不成候へ者、無是非責而三年之内家中役料  
半分減少せしむへく候、百姓ハ三年之内差置免並より三分通り下  
ケ可申候、其外かけもの救可申候、町人ハ町役除可申候、領内ニ而  
蔵米払之刻常々中通リニ直段せられ払候由候へ者、以後ハ下通りニ  
払可申候、在江戸之者ハ常々役料不申付候へハ、可令減少様も無  
之候間金銀遣申候、尤会式所用之補ニなり申事ニてハ無之候得共、  
此金銀さへ令借用遣申事ニ候得者、多分ニ不寄我等志計請可申共  
可為満足候条、中間・足輕等ニ至迄分ニ応遣し可申候

一扶持いたし候諸士誰人ニ不寄忠義を心懸ケ、自然之時ハ投身命用  
立可申与不存もの者有間敷候、其所存之通我等 公方様へ之忠義  
を不忘候得共、太平長久之御治世ハ左様之事可有時節ニあらず候、  
只今之忠義時ニ当リ覚悟可有之事ニ候、家中之者在付末々可致困  
窮国所安樂仕候へと呉々被為 仰出候得者、此所も一命ニかへ可  
相勤義第一之忠義と存候、我等儀年寄候得ハ随分心懸ケ領内豊ニ

なり申候様ニ、御奉公可相勤と存候、左候へハ家中之諸侍も我ニ  
対し忠義之所、右申付趣急度相守候事要用之儀と存候事ニ候

一諸役人之儀、何といたし候而も此方ハ利徳之儀心懸ケ候と相見候

## 2 延宝五年藤堂藩触留

### 覚

一役人国民と利をあらそひをして一分も高免を置、せハしく仕置仕  
候時は、其年一分成は御徳に成申候得共、ひとへなる百姓夫程痛  
こやしせすくさきらす、立毛十分に実のらす来年は三分之御損に  
成、来々年は七八分の御損に成、次第く下免に成、国民分散  
及渴命侍中も迷惑仕積之事

一役人無理之免相なく優ニ仕置仕候時は、其年壹分成御損参申候得  
共、百姓志を得耕作精ニ入申候ニ付、立毛志いな少ク来年者三分  
の御とくに成、来々年は七八分の御とく見へ御物成次第く上に  
り、国民豊に侍中も手前よく成申候積之事

一奉行は国民の父母たり、邪を止、正を愛し、赤子を保ことくに常々  
民の費を考へ、兼而水旱の助成を遠慮仕、麦あらめなどのやうの

物をたくはへ置、在々へ三割の利足を一割半に加し、半分者御蔵  
の優にたくはへ置、半分は民間の潤色になし、及飢饉之年國中へ  
分散下行仕候、兼々如此仕候時は、一万両の御救、千両程にても  
調申候積にて御座候、仮初にも御疑の御心御座候時は、奉行前の  
優ぬけせハしく成、民の父母たる心を忘国民衰へ申候積之事

一百姓困窮仕候得者、作徳在之上田を質物に入、其上高利にて借り  
申候故、免相如何程下ケ申候而茂、百姓たつたひなくつふれ申候、  
百人に<sup>(ママ)</sup>忝人富祐之者利を得、九十九人者弥困窮仕次第に下免に成  
申候、田畠質物に入申候事堅御制法なく候てハ、国民への御憐愍  
無に成申候積之事

一治国の大本は土民にて御座候、物成下り申候而者、土民分散侍中  
も困窮仕、御借金茂是より起り申候、末々御簡略ハ積候て見申候ニ、  
小分之儀ニ而作法あしく成申候のミニて、何のたりにも成不申候  
積事

一上三茂侍中にも土民にも借物重り申候時は、他国へ利足のために  
過分に費、土民も分散いたし侍茂困窮仕、御国の力弱く成、侍・  
土民以下迄志を失ひ、軍用金如何程御座候而茂、御人数もすくな

き積ニ而御座候、先御国の御仕置專要に被 思召、軍用金は自然  
之優ニ而御貯可然儀と奉存候、国民安堵いたし侍共手前ともかく  
も仕候時は、軍用金すくなく御座候而も、侍・士民ともに志を得、  
御人数もかさみ御威勢も増申積ニて御座候得者、軍用之大本も御  
国之御仕置ニ而御座候と考申候事

玉置甚三郎

延宝五年巳二月廿三日

服部 織部

御前江上ル

右表書之通見届尤ニ候、向後此趣ニ仕置仕候へと、年寄共・奉行  
共ニ可申聞也

二月廿九日 御判

織部

甚三郎

## 資料解説

### 一、陽明文庫所蔵 藤堂高次書状

本史料は、五摂家筆頭の近衛家に伝来した十数万点にも及ぶ文書・典籍等を保存・管理する公益財団法人陽明文庫の所蔵で、藤堂藩二代藩主藤堂高次から近衛家に対して出された書状群である。

書状は二九点で、料紙には全て楮の折紙が用いられ、「藤堂大学頭高次」の署名と花押が据えられる。いずれも年紀を欠くが、年代としてはおよそ寛永から慶安年間（一六二四～一六五二）を中心としたものと考えられる。当時の近衛家の当主は、後陽成天皇の皇子で近衛家を嗣いだ信尋、及びその子息尚嗣にあたる。宛所に見える進藤氏は近衛家の諸大夫で、平井・室津・小早川氏も、同じく近衛家に仕えた青侍と判断される。文書の内容は、贈答や祝儀・見舞いなどがその多くを占めているが、贈り物のなかに、高次自身が鉄砲で仕留めた鶴があり興味深い。

ところで、11号文書により、能筆家としても知られる近衛信尋が、高次から請われて「勢州八幡宮」の額を書いていたことが明らかとなる。高次は、津市藤方に鎮座する八幡神社を手厚く庇護しており、近衛信尋が額を書いたとする八幡宮とはこの八幡神社と考えられる。大正八（一九一九）年に著された『三重県神社誌』には、同社の宝物として、寛永十二（一六三五）年に高次より寄附された近衛信尋筆の銅製扁額が挙げられており、神社誌の記録を裏付けるものとして注目される。

### 二、馬岡家文書 元禄五年藤堂藩家中由緒書

江戸時代の各藩では、家系や格式を尊重し武家身分社会の維持ための方策として、家臣団の由緒書・先祖書・親類書をたびたび作成している。津藩では延宝二（一六七四）年に次いで、元禄五（一六九二）年にも由緒書作成が指示され、幾人かの藩士由緒書き記した元禄由緒書が作成された。今回紹介する由緒書はその一つである。

この由緒書は、江戸時代に伊賀国奥馬野村の庄屋を務めた馬岡家文書中に存在し、元禄五年時点の津藩士の由緒を書き記したもので、地方文書の中に存在する、いわゆる武家文書として、同家文書群の中では異質なものである。その内容から、元々はどこかの家臣の家に存在した由緒書であったと考えられたが、馬岡家文書のその他の文書を探しても、これに類似したものは見つからず、いつかの時点でこの文書群に紛れ込んだものと思われた。そこで、所蔵者にこの由緒書について確認を行ったところ、はっきりと



は断言できないものの、幕末期に奥馬野村を領知していた渡邊高之助が、明治維新を迎えこの村に暫く滞在した折りに、この文書を手放したのではないかとのことであった。

この由緒書は、元禄五年十月十九日、十二月十九日、及び元禄六年二月十九日時点の四四家の由緒書（表）であり、元禄六年に追録されたと考えられる水上権太夫・多羅尾三太左衛門の二家を除いてすべて元禄五年時点の由緒である。各家が津初代藩主藤堂高虎から三代藩主藤堂高久までどのように取立られ、加増されて、どのような職務に就いたのか等を書き記したものであり、津藩に配置された軍団の長である組頭に率いられた藩士、いわゆる組付侍の中に配属されていない家臣（組外）の由緒である。それを元禄五年十月に、藤堂采女元春が改めて藤堂監物・藤堂造酒丞・梶原民部あてに差し出した（元禄六年分がなぜあるのかは不詳である）ものである。

一例を渡邊高之助で見てみよう。渡邊家は、天正十一（一五八三）年に曾祖父高之助が、高虎に召し抱えられ、伊予国で知行二〇〇石を賜り、賤ヶ岳合戦や朝鮮にも出陣し、戦功をあげている。祖父高之助は、関ヶ原合戦の慶長五（一六〇〇）年に召し抱えられ、大坂両陣にも参戦している。特にこの両陣での高之助の様子を克明に記しており、その様子は二代藩主高次に報告された。その後も、渡邊家は鉄砲頭など番方の役職を命じられ、元禄五年時点では鎗奉行を仰せ付けられている。

この由緒書からは、幾人かの家臣は伊賀・伊勢国入封翌年に知行所を宛行われ、大坂の陣や越前の戒厳などの軍功により加増された。その間、伊勢・伊賀付など居所の移動や知行所の割替えなども見られるが、その家産ともいえるべき家禄を生前相続である家督相続や、死後相続である跡目相続によって子孫へ引き継いでいく姿が見てとれる。また、加増・職制・相続の状況も記録され

| 由緒書人名一覧 |          |
|---------|----------|
| 1       | 藤堂弥五左衛門  |
| 2       | 藤堂修理     |
| 3       | 藤堂長兵衛    |
| 4       | 藤堂孫八郎    |
| 5       | 赤井悪右衛門   |
| 6       | 吉武次郎右衛門  |
| 7       | 安波忠兵衛    |
| 8       | 水上権太夫    |
| 9       | 多羅尾四郎左衛門 |
| 10      | 宮部空      |
| 11      | 藤堂作兵衛    |
| 12      | 箕浦藤兵衛    |
| 13      | 菊川源太郎    |
| 14      | 須知九右衛門   |
| 15      | 渡邊高之助    |
| 16      | 桑名弥次兵衛   |
| 17      | 西島八兵衛    |
| 18      | 梅原勝右衛門   |
| 19      | 石田三郎左衛門  |
| 20      | 野崎新平     |
| 21      | 磯崎只之進    |
| 22      | 神田作右衛門   |
| 23      | 多羅尾三太左衛門 |
| 24      | 服部十太夫    |
| 25      | 西庄源左衛門   |
| 26      | 高田斎      |
| 27      | 梶原惣兵衛    |
| 28      | 多羅尾佐右衛門  |
| 29      | 野崎茂左衛門   |
| 30      | 岸作左衛門    |
| 31      | 浅木六太夫    |
| 32      | 平松喜蔵     |
| 33      | 杉井長左衛門   |
| 34      | 友田角左衛門   |
| 35      | 山内五郎太夫   |
| 36      | 大塚新八     |
| 37      | 奥村次郎左衛門  |
| 38      | 米村加平次    |
| 39      | 速水利左衛門   |
| 40      | 村瀬彦左衛門   |
| 41      | 七里勘十郎    |
| 42      | 森嶋玄長     |
| 43      | 鷹取以朔     |
| 44      | 杉井孫右衛門   |



ていることから、それらを詳細に分析すれば、津藩士の昇進状況を把握することも可能であり、その点でも非常に貴重な史料である。

### 三、梶田家文書 明暦三年～延宝五年藤堂藩触留、延宝五年藤堂藩触留

今回紹介する梶田家文書の触留は、紙幅の関係で、昨年度の資料叢書No.02に掲載できなかったもので、明暦三（一六五七）年、寛文八（一六六八）年、延宝五（一六七七）年に藩主から家中へ、家中から家中へ発給された触留である。明暦三年は、江戸の大火による藩邸の焼失や勝手不如意により財政が悪化した。その状況への対応として家中や在地の町村に儉約令を發布し、それを乗り越えようとした。ここに掲げたものは、特に農政に関する触留である。この年以降、津藩領国で地押検地（内検）が開始され、土地の把握が行われることとなった。実際に伊賀国では、明暦四年から元禄十二（一六九九）年頃まで検地が行われている。また、この年には、「殿様は当分の御国主、田畠においては、公儀の田畠に候」と、田畠は公儀（幕府）から預かったもので、殿様も自分の国主であるという、幕府からの国政の委任が論じられている。このような思想は、岡山藩主の池田光政が唱えており、国持ち大名の中では非常に珍しい考え方であり、延宝五年の触にも引き継がれている。実は、初代藩主藤堂高虎も、生前にこの考え方を示していることから、津藩の国是とも言えるものではなからうか。

延宝五年には、郷中の成り立ちを意識した触書が出されたが、そのための方策として、父母への孝行・耕作に精を出し、豪奢を戒めた。これらの触は藩主から藩重役へ、藩重役から郷代官へ触れられ、各村庄屋を通じて村民に教諭されたもので、元々は、明暦三年の触の趣旨を引き継いだものである。

あとがき

本冊では、京都の陽明文庫のご高配により同文庫に伝来した津藩二代藩主藤堂高次の書状群、そして、地元三重の津藩家臣の子孫家で長く大切に保存されてきた文書群の中から三代藩主藤堂高久の時代の触留・由緒書を翻刻し、刊行致しました。これらの史料は、初代藩主藤堂高虎の草創の時代に続いて、津藩の体制が次第に確立されてゆく時期のものです。

藤堂高次の書状群は、京都の近衛家と藤堂家との間で取り交わされた書状のうち、近衛家側で保存されてきた二九通のまとまった書状群です。両家の間での贈答や祝儀・見舞いなどや、藤堂家から近衛家を介しての皇室の情報収集やお祝い献上、縁者である専修寺門跡（現真宗高田派本山専修寺）の官位のことなど、各書状から、京都の公家社会と藤堂家とのつながりの具体的な状況を伺い知ることができる興味深い史料です。

元禄五年藤堂藩家中由緒書には、津藩の中堅家臣層四四家の由緒が記され、初代高虎から三代高久までの草創期から確立期にかけて、各家臣の活躍の有り様が雄弁に物語られています。中には、讃岐国の満濃池の修築や伊勢国の雲出井用水の整備などで活躍した西島八兵衛、津藩の農政の根幹法令である郷中一七か条目をつくった吉武次郎右衛門、伊賀国の名張城代を務めた梅原勝右衛門など地域史に登場する人物も見られます。

明暦三（一六五七）年以降の藤堂藩触留は、いづれも三代高久時代のもので、農政を重視する高久の施策が詳しく記されています。このような触は、家臣団の中で周知されると共に、藩内の村々においては庄屋から村人へ語り聞かせられ、農村生活の規範となりました。

これらの史料は、津藩・三重県の歴史・文化研究の基礎的史料であるばかりではなく、江戸時代に地域で活躍した人物の実像や、農村の人々の暮らしぶりをダイレクトに伝えてくれる原史料です。地域史の学習などにおいても、少し踏み込み、編纂された通史の元となるこのような原史料に触れていただくことにより、当時の実相を感じ、地域や当時の人々への親しみを一層深めていただく契機になるのではないでしょうか。さらに、当館では、これら活字化された史料の実物史料を閲覧して頂くこともできます。どうぞご活用ください。

当館の資料叢書では、今後とも、三重県の自然や歴史・文化にかかわる基礎的な資料をはじめ関連資料を順次刊行してゆく予定です。ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

三重県総合博物館資料叢書 No. 03

平成二十九年三月十五日発行

編集 三重県総合博物館

発行 津市一身田上津部田三〇六〇

電話 〇五九（二三八）二二八三

FAX 〇五九（二二九）八三一〇

印刷 有限会社ミフジ印刷

津市庄田町二三三九・一

電話 〇五九（二五五）六八五一

MieMu みえむ

三重県総合博物館 資料叢書

Mie Prefectural Museum Collection Report

三重県総合博物館 資料叢書

Mie Prefectural Museum Collection Report

No. 03

No. 03

平成二十九年 三月

平成二十九年 三月

MieMu みえむ

MieMu みえむ

三重県総合博物館 2016

三重県総合博物館 2016